

つるぎ町地域防災計画

つるぎ町防災会議

目次

第1編 共通対策編	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的・防災の基本理念及び施策の概要	1
第2節 位置，地勢，地質及び気象	4
第3節 用語	5
第4節 計画の基本方針	6
第5節 計画の修正	6
第6節 計画の効果的推進	6
第7節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成	6
第8節 防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	7
第2章 災害予防計画	15
第1節 地盤災害予防計画	15
第2節 危険物施設等の災害予防計画	18
第3節 緊急輸送路の確保整備計画	18
第4節 自主防災組織体制の整備計画	20
第5節 災害時要配慮者対策計画	23
第6節 広域応援計画	27
第7節 資材・器材等の点検整備計画	29
第8節 防災施設等整備計画	30
第9節 ボランティア受入体制の整備計画	31
第10節 防災訓練計画	33
第11節 防災知識の普及・啓発に関する計画	35
第12節 企業防災の促進に関する計画	38
第13節 業務継続計画	39
第14節 避難計画	40
第15節 道路・橋梁の整備計画	43
第16節 各種データの整備保全計画	44
第17節 孤立集落対策の強化	45
第18節 大規模停電・通信障害への備え	46
第19節 事前復興の取組	47
第3章 災害応急対策計画	48
第1節 組織計画	48
第2節 配備体制及び職員の動員計画	52
第3節 通信情報計画	55
第4節 災害情報の収集・報告計画	57
第5節 災害救助法適用計画	61
第6節 災害広報計画	64
第7節 避難計画	65

第8節	救助計画	71
第9節	食糧供給計画	72
第10節	衣料等生活必需品供給計画	75
第11節	給水計画	76
第12節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	77
第13節	医療助産計画	79
第14節	防疫計画	81
第15節	保健計画	82
第16節	清掃計画	83
第17節	遺体の捜索及び収容・埋葬計画	84
第18節	障害物の除去計画	86
第19節	輸送計画	87
第20節	労務供給計画	89
第21節	道路交通の応急対策計画	90
第22節	文教対策計画	93
第23節	義援金品配分計画	96
第24節	ボランティア団体等の協力体制計画	97
第25節	要配慮者救護計画	98
第26節	消防計画	99
第27節	相互応援協力に関する計画	101
第28節	自衛隊派遣要請計画	103
第4章	災害復旧計画	107
第1節	復旧・復興の基本方針	107
第2節	公共施設災害復旧事業計画	108
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	109
第4節	被災者の生活確保	111
第2編	風水害対策編	114
第1章	災害予防計画	114
第1節	風水害予防計画	114
第2節	火災予防計画	116
第3節	雪害予防計画	117
第4節	気象業務整備計画	118
第2章	災害応急対策計画	126
第1節	地盤災害応急対策計画	126
第2節	水防計画	128
第3編	震災対策編	131
第1章	総則	131
第1節	計画の性格	131

第2節	地震被害想定	131
第3節	徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の推進	133
第4節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	133
第5節	緊急防災・減災事業の推進	133
第2章	災害予防計画	134
第1節	建築物等の耐震化計画	134
第2節	ライフライン施設等の災害予防計画	137
第3節	火災予防計画	139
第3章	災害応急対策計画	141
第1節	地震情報通信計画	141
第2節	地震災害情報の収集・報告計画	142
第3節	地震災害広報計画	146
第4節	地震災害時の消防計画	147
第5節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	149
第4編	南海トラフ地震対策編	154
第1章	総則	154
第1節	計画の目的	154
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	154
第2章	関係者との連携協力の確保	155
第1節	資機材, 人員等の配備手配	155
第2節	他機関に対する応援要請	155
第3節	帰宅困難者への対応	155
第3章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	156
第1節	避難指示等の発令基準	156
第2節	避難対策等	156
第3節	水道, 電気, ガス, 通信, 放送関係	157
第4節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	158
第5節	迅速な救助	158
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	159
第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における措置	159
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における措置	159
第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における措置	159
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	160
第6章	防災訓練計画	161
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	162
第5編	大規模事故等災害対策編	164
第1章	鉄道災害対策	164
第1節	災害予防	164

第2節 災害応急対策	165
第2章 道路災害対策	167
第1節 災害予防	167
第2節 災害応急対策	169
第3章 危険物等災害対策	171
第1節 災害予防	171
第2節 災害応急対策	174
第4章 大規模な火事災害対策	176
第1節 災害予防	176
第2節 災害応急対策	178
第5章 林野火災対策	180
第1節 災害予防	180
第2節 災害応急対策	181
第6章 原子力災害対策	184
第1節 総則	184
第2節 事前対策	185
第3節 緊急事態応急対策	187
第4節 中長期対策	189

第1編 共通対策編

第 1 編 共通対策編

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的・防災の基本理念及び施策の概要

つるぎ町地域防災計画（以下「計画」という。）は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、つるぎ町（以下「町」という。）の地域に係る災害対策に関し定め、もって防災の万全を期するものとする。

防災とは、災害が発生しやすい自然状況下にあつて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針や施策の概要は以下のとおりである。なお、施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する費用の財源にあてるため、基金等の積立や運用に努めるものとする。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能なかぎり進め、ハード・ソフト施策を合わせて一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害とその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (3) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強いインフラの整備、公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (4) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報の収集・連絡体制の構築、施設・整備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (5) 住民の防災活動を推進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、災害ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進により、防災活動の環境を整備する。
- (6) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりである。なお、災害応急段階において関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全確保を図るよう十分配慮するものとする。

- (1) 発災直後は、可能なかぎり被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- (3) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (4) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
- (5) 被災者に対する援助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (6) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除却等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (7) 被災者を速やかに安全に避難所へ誘導、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (8) 避難者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- (9) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (10) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- (11) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (12) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等に危険のある箇所の応急工事、被災者の生活保護のためのライフライン等の施設・整備の応急復旧を行う。
- (13) 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難と応急対策を行う。
- (14) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

3 迅速かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (2) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域に復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (3) 物資・資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

- (4) 災害の再度の発生の防止と、より快適な生活環境を目指して、防災まちづくりを推進する。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

第2節 位置，地勢，地質及び気象

1 位置

本町は，徳島県の西部，吉野川のほぼ中流域南岸に位置し，北と東は美馬市，西は東みよし町，南は三好市と隣接している。

2 地勢

町の形は，東西 11.1 キロメートル南北 15.4 キロメートルのほぼ長方形に近い形をしている。吉野川と平行して，国道 192 号と JR 徳島線が町の北端を東西に走り，町の中央を南北に縦断する国道 438 号が国定公園剣山への最短の登山口となっている。

林野面積が多く，全面積 194.8 平方キロメートルのおよそ 9 割を占めている。特に南部においては，剣山をはじめ，塔ノ丸，矢筈山，丸笹山，黒笠山など標高 1,500 メートルを越える山も数多い。

町を南北に貞光川，半田川が貫流し，吉野川へ注いでおり，それら両河川下流域と北部の吉野川沖積地，東部の太田川周辺に，わずかな平野部がある。

3 地質

町の地質は，三波川帯に属しており緑色片岩，石英片岩，黒色片岩，砂岩片岩等よりなる。三波川帯には地すべり地が多く，本町においても地すべり地が密集している。また，吉野川を隔てて中央構造線が走っており，吉野川北岸に沿ってその露頭がみられる。

4 気象

標高が海拔 48.3m（小山北）から，1,955m（剣山）まで一気に駆け上る急峻な地形のため，瀬戸内気候（温暖乾燥）と呼ばれる温暖な気候から，山岳気候（冷涼湿潤）の東北地方や北海道南部と同じような気候が混在するなど，多様な植生を持つ自然豊かな環境である。

年間平均気温 15.6℃（R1 穴吹気象観測所），年間降水量 1,580mm（R1 半田気象観測所）と，暮らしやすい地域であるが，6月下旬から10月には台風，集中豪雨等により，大きな被害を受けることもある。また，平成 26 年 12 月には，大雪により山間部を中心に孤立集落の発生など大きな被害を受けた。

第3節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

県本部（長）	徳島県災害対策本部（長）
県支部（長）	徳島県災害対策支部（長）
県現地災害対策本部（長）	徳島県災害対策本部の現地災害対策本部（長）
町本部（長）	つるぎ町災害対策本部（長）
県計画	徳島県地域防災計画
本計画	つるぎ町地域防災計画
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本郵便株式会社，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会その他の公共的機関及び電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	港湾法第4条第1項の港湾局，土地改良法第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気，ガス，輸送，通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	日赤奉仕団，医師会及び薬剤師会，社会福祉法人つるぎ町社会福祉協議会，美馬農業協同組合，美馬森林組合，つるぎ町商工会

第4節 計画の基本方針

本計画は、防災基本計画、防災業務計画、県計画との整合性を図りながら、町の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、町内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策並びに復旧状況等を検討し、本町の災害対策における「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」について対処すべき事項を定めるものとする。

第5節 計画の修正

本計画は、毎年4月1日現在をもって検討を加え、防災の万全を図り、速やかな復興に資するため、随時必要があると認めたときは、すみやかに修正するものとする。また、特殊な事情がある場合には、適宜必要な事項を付加するものとする。

第6節 計画の効果的推進

本計画を効果的に推進するため、町の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。また、部門間の連携、機関間の連携を図りつつ、次の点を実行するものとする。

- ・計画に基づく必要に応じたマニュアル（実践的応急活動要領）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底と検証
- ・計画、マニュアルの定期的な点検、点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

第7節 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成

国土強靱化は、大規模災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、高度政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、「国の計画は、国土強靱化に関しては国土強靱化基本計画を基本とする。」とされている。このため、町は国土強靱化に関する部分については、その基本目標である

- ・人命の保護が最大限図られる
- ・本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ・住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧・復興を可能にする

を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第8節 防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

町、町の区域を管轄する指定地方行政機関、徳島県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）、事業者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町

町は、県に準じた次の対策を樹立し、災害に対処するものであるが、災害救助法発令後は、知事の補助機関として災害救助にあたるものである。

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備に関する事項
- (3) 防災訓練の実施に関する事項
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (6) 町内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事項
- (7) 住民等に対する災害広報に関する事務
- (8) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (9) 消防・水防その他の応急措置に関する事項
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事項
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関する事項
- (12) 食糧、医薬品、その他の物資の確保についての事項
- (13) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送等の確保に関する事項
- (17) 災害復旧の実施に関する事項
- (18) 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項
- (19) 地区防災計画に関する事項
- (20) ボランティアに関する事項
- (21) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項

2 指定地方行政機関

町の区域を管轄する指定地方行政機関は、町の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

四国地方整備局徳島河川国道事務所

- (1) 吉野川直轄管理区間の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- (2) 水防のための洪水予報（吉野川）、水防警報（吉野川）及び情報の伝達に関する事項
- (3) 被災公共土木施設の復旧（直轄区域）に関する事項

- (4) 国道 192 号の直轄区間の維持管理に関する事項
- (5) 国道 192 号の直轄区間の災害復旧に関する事項

四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所

- (1) 吉野川直轄管理区間（ダム管理区間）の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- (2) 吉野川上流ダム群の統合管理に関する事項
- (3) 被災公共土木施設の復旧（直轄区域）に関する事項

四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）

- (1) 陸上輸送機関，その他関係機関との連絡調整
- (2) 陸上における緊急輸送の確保
- (3) 道路運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

徳島地方気象台

- (1) 気象・洪水に関する注意報，警報，情報の発表及び伝達
- (2) 気象観測の実施及び観測施設に関すること
- (3) 気象知識の普及及び関係機関の計画等への助言
- (4) 災害発生時の各種情報提供
- (5) 県からの派遣要請等があった場合，職員の派遣，及び防災情報の解説

中国四国管区警察局四国警察支局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警察庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との連携
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制
- (6) 警察災害派遣隊等の運用
- (7) 管区内各県警察への津波警報の伝達

四国総合通信局

- (1) 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制
監理
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理
- (3) 災害地域における電気通信，放送施設等の被害状況の把握
- (4) 災害時における通信機器，移動電源車等の貸出し
- (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

四国財務局徳島財務事務所

- (1) 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の査定立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資

- (3) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- (4) 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

徳島労働局

- (1) 工場，事業場における労働災害の防止
- (2) 被災者に対する早期再就職の斡旋等
- (3) 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

中国四国農政局

- (1) 海岸保全施設整備事業，農地防災事業及び地すべり対策事業による農地，農業用施設等の防護
- (2) 農地保全施設又は農業水利施設に維持管理の指導
- (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- (4) 農作物，農地，農業用施設等の被害状況の把握，営農資材の供給，病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握
- (5) 農地，農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
- (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金，日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導
- (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援

四国森林管理局

- (1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- (2) 国有保安林の整備保全
- (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給
- (4) 民有林における災害時の応急対策等

四国経済産業局

- (1) 防災関係物資についての情報収集，円滑な供給の確保
- (2) 被災商工業，鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 災害時における電気，ガス事業に関する応急対策等

中国四国産業保安監督部四国支部

- (1) 電気，ガス事業，高圧ガス，LPガス及び火薬類の保安の確保
- (2) 石油コンビナート等の災害防止
- (3) 鉱山における災害の防止
- (4) 鉱山における災害時の応急対策

中国四国防衛局

- (1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
- (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

3 徳島県（西部総合県民局）

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

- (1) 県防災会議に関する事務
- (2) 防災組織の整備に関する事項
- (3) 防災訓練の実施に関する事項
- (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (6) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事項
- (7) 住民等に対する災害広報に関する事務
- (8) 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (9) 消防・水防その他の応急措置に関する事項
- (10) 被災者の救難、救助、その他の保護に関する事項
- (11) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関する事項
- (12) 食糧、医薬品、その他の物資の確保についての事項
- (13) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (16) 緊急輸送等の確保に関する事項
- (17) 災害復旧の実施に関する事項
- (18) 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- (19) ボランティアに関する事項
- (20) 公共的団体及び住民防災組織の育成指導に関する事項
- (21) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関する事項

4 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、その業務の公共性又は公益に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

日本郵便株式会社（貞光・半田・一字・端山・八千代郵便局）

郵便事業の運営の確保を図るとともに、次により災害特別事務取扱い、援護対策等を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事項
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事項
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事項
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分に関する事項

西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社N T T ドコモ四国支社 徳島支店

- (1) 電気通信施設の整備に関する事項
- (2) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱いに関する事項
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事項

日本銀行（徳島事務所）

- (1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保
- (2) 損傷通貨引換えのための措置及び手形交換における不渡処分猶予等の特別措置
- (3) 金融機関の休日営業及び営業時間の延長その他緊急措置についての指導
- (4) 各種金融措置に関する広報

四国旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関する事項
- (2) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項
- (3) 災害時における旅客の安全確保に関する事項

西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所

- (1) 徳島道（徳島 IC～井川池田 IC）の整備と防災管理に関する事項
- (2) 徳島道（徳島 IC～井川池田 IC）の維持管理に関する事項
- (3) 徳島道（徳島 IC～井川池田 IC）の災害復旧に関する事項

日本放送協会徳島放送局

- (1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底に関する事項
- (2) 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項

四国放送株式会社，一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島

- (1) 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及に関する事項
- (2) 社会事業団体等による義援金品の募集協力に関する事項

四国電力送配電株式会社池田支社

- (1) 電力施設等の防災管理に関する事項
- (2) 被害施設の応急対策及び災害復旧に関する事項

K D D I 株式会社徳島支店

- (1) 災害時における国内外通信の疎通確保

ソフトバンク株式会社

- (1) 災害時における国内外通信の疎通確保

一般社団法人徳島県エルピーガス協会

- (1) LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事項

日本通運株式会社徳島支店

- (1) 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

四国福山通運株式会社徳島支店

- (1) 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

佐川急便株式会社

- (1) 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

ヤマト運輸株式会社徳島主管支店

- (1) 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

四国西濃運輸株式会社徳島支店

- (1) 貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事項

土地改良区

- (1) 農業用施設の整備及び管理に関する事項
- (2) たん水の防排除施設の整備及び活動に関する事項
- (3) 地震発生後の農業用用水の緊急点検に関する事項

日本赤十字社徳島県支部

- (1) 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事項
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事項
- (3) 義援金品の募集配分に関する事項
- (4) ボランティア活動体制の整備に関する事項

一般社団法人徳島県医師会及び一般社団法人徳島県薬剤師会

- (1) 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施に関する事項
※美馬市医師会との災害・事故等時の医療救護に関する協定書（資料編：15-8 参照）

社会福祉法人つるぎ町社会福祉協議会

- (1) ボランティア活動体制の整備に関する事項
- (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事項

美馬農業協同組合，美馬森林組合

- (1) 農林関係の被害調査及び対策の指導に関する事項
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋の協力に関する事項

つるぎ町商工会

- (1) 商工業関係の被害調査及び対策の指導に関する事項
- (2) 被災商工業者に対する融資の斡旋の協力に関する事項

独立行政法人水資源機構（池田総合管理所）

- (1) 所管ダム施設の操作と防災管理
- (2) 緊急事態における情報の提供
- (3) 被災公共土木施設（特定施設）の復旧

一般社団法人徳島県バス協会

- (1) バスによる避難者の輸送の協力
- (2) バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事するものの搬送

一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社

- (1) 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

公益社団法人徳島県看護協会

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 避難所における避難者の健康対策

一般社団法人徳島県助産師会

- (1) 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
- (2) 避難所における避難者の健康対策

一般社団法人徳島県歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療救護の実施
- (2) 避難所等における被災者の災害歯科保健医療
- (3) 遺体の検視，身元確認及び処理に関する協力

陸上自衛隊第14旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

- (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- (2) 町が実施する防災訓練への協力
- (3) 災害派遣の実施（被害状況の把握，避難の援助，避難者の捜索救助，水防活動，消防活動，道路・水路の啓開，応急医療救護及び防疫，通信支援，人員・物資の緊急輸送，炊飯・給水及び入浴支援，宿泊支援，危険物の保安及び除去）
- (4) 災害救助のため，防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第 24 航空隊

- (1) 情報収集
- (2) 主として航空機による人命救助
- (3) 救援物資の空輸
- (4) その他災害対策

5 住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、防災に寄与するよう努める。

第2章 災害予防計画

第1節 地盤災害予防計画

町及び防災関係機関は、地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、危険地域の実態を調査し、危険な箇所における必要な災害防止策の実施を図るものとする。

1 地すべり予防対策

地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

なお、地すべりは、次のような前兆現象を伴うことが多い。

地すべりの前兆

- ①斜面に段差が出たり、き裂が生じる
- ②凹地ができたり、湿地が生じる
- ③斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に变化する
- ④石積がはらんだり、擁壁にひびが入る
- ⑤舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る
- ⑥樹木、電柱、墓石などが傾く
- ⑦戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる

※集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

2 急傾斜地崩壊予防対策

がけ崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、特に地震後は地盤の緩みにより、少ない雨量でも発生することがある。本町は、山地がおよそ9割を占め、脆弱な地質、台風の常襲などの厳しい自然条件下にあり、毎年がけ崩れが繰り返されている。

がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

なお、次のようながけは、特に危険度が高い。

危険度の高いがけ

- ①クラックのあるがけ
- ②表土の厚いがけ
- ③オーバーハングしているがけ
- ④浮石の多いがけ
- ⑤割目の多い基岩からなるがけ
- ⑥湧水のあるがけ
- ⑦表流水の集中するがけ
- ⑧傾斜角が 30° 以上、高さ 5m 以上のがけ

※集中豪雨，台風，地震時には特に注意する必要がある。

3 土石流予防対策

最近における災害の特徴として、一見安定していると思える地域において、集中豪雨、地震後の降雨等により、土石流が発生し、人家集落が悲惨な災害を受けた事例が頻発している。

これら事例に鑑み、町は、迅速で的確な警報の伝達、避難等の措置が行われるよう警戒避難体制を確立し、土石流による被害の防止に努めるものとする。

4 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

近年、荒廃山地（脆弱な地質地帯）において、自然気象による災害が多発しており、こうした災害は台風や集中豪雨に伴って発生することが多いが、地震により発生することもある。地震による場合の山津波、がけ崩れ、落石等は短時間に猛威を振るうので、人的被害が顕著となり、特に降雨と地震が重なった場合にこうした災害の発生確率は高まる。これら、脆弱な地質地帯で発生する山腹崩壊や巨石・流木等による災害を防止するため、町は治山対策を推進するとともに、危険地区に関係する集落の実態調査、その結果に基づく危険度に応じた警戒避難態勢の確立、住民等と連携した山地災害危険地区の定期点検等を実施し、人的災害等の防止に努めるものとする。

5 地盤災害警戒区域等における予防対策

町は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による土砂災害警戒区域指定地を中心に、地盤災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の確立に努めるものとする。また、地盤災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう地盤災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

※地すべり防止区域指定箇所一覧表	(資料編：4-1 参照)
※地すべり危険箇所一覧表	(資料編：4-2 参照)
※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表	(資料編：4-3 参照)
※急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	(資料編：4-4 参照)
※土石流危険溪流一覧表	(資料編：4-6 参照)
※山地に起因する災害危険箇所一覧表	(資料編：4-7 参照)
※砂防指定地一覧表	(資料編：4-8 参照)
※保安林配備一覧表	(資料編：5-7 参照)
※土砂災害（特別）警戒区域等一覧表	(資料編：4-9 参照)

第2節 危険物施設等の災害予防計画

危険物，高圧ガス，可燃性ガス，毒物，劇物，火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設等における災害の重大性に鑑み，次の事項について対策を講じるものとする。

- 1 各防災関係機関は，災害を未然に防止するため，関係企業に対し必要な指導監督を行う。
- 2 各防災関係機関及び関係企業は，災害防止に必要な設備，資器材を計画的に整備，拡充強化に努めるものとする。
- 3 各企業は，従業員に対し災害を防止するうえで必要な教育及び訓練を実施するものとする。
- 4 各事業所の自衛防災組織等の強化育成と防災施設等の設置促進を図る。
- 5 各行政機関，企業等は防災に必要な資料収集を行い，情報の共有化等協力体制の強化により災害防止対策の充実を図る。

※高圧ガス大量保有事業所 (資料編：9-1 参照)

※特定高圧ガス消費事業所 (資料編：9-2 参照)

第3節 緊急輸送路の確保整備計画

災害が発生した場合には，道路が通行不能となることもあり，災害時の人命救助や生活物資・資器材等の広域的な緊急輸送を行う際に支障となることが予想される。

したがって，次により通行の確保を図るものとする。

1 緊急輸送路の指定

(1) 県指定緊急輸送路

県では，災害時に輸送路を確保するため，第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港を接続する幹線道路），第2次輸送確保路線（県内の防災活動の重要拠点施設である，県庁，総合県民局，土木事務所，警察，市町村役場及び地域の医療拠点，広域避難場所等の主要な施設と第1次緊急輸送確保路線とを接続する幹線道路。）及び第3次輸送確保路線（1次，2次路線を補完し，ネットワークを構築する路線）を指定している。

本町においては，次のとおり国道192号線が第1次輸送確保路線，国道438号線が第2次輸送確保路線及び第3次輸送確保路線として指定されている。

① 第1次輸送確保路線

(路線名)

(区間)

国道192号

徳島市～三好市池田町愛媛県境

② 第2次輸送確保路線

(路線名)

(区間)

国道438号

国道192号（つるぎ町貞光）～つるぎ町役場一宇支所

③ 第3次輸送確保路線

(路線名)

(区間)

国道438号

神山町役場～つるぎ町役場一宇支所

(2) 町指定緊急輸送路

町では、県指定緊急輸送路各路線につながり、防災上重要な県道・町道を、次のとおり緊急輸送路として指定する。なお、緊急輸送路の沿線地域については、その不燃化、耐震化を推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑えるよう努めるものとする。

町指定緊急輸送路

(路線名)	(区間)
県道 126 号	半田貞光線半田字松生～貞光字江ノ脇
県道 255 号	端山調子野線貞光字捨子谷南～美馬市穴吹境
県道 256 号	上蓮小野線半田字上蓮～半田字小野（高橋）
県道 257 号	蔭名小野線半田字蔭名～半田字小野（半田橋）
県道 258 号	小谷西端山線半田字小谷～貞光字長瀬
県道 259 号	一字古宮線一字字一字～美馬市穴吹境
県道 260 号	中野木屋平線一字字中野～美馬市木屋平境
県道 261 号	菅生伊良原線三好市東祖谷境～一字字伊良原
県道 304 号	木地屋赤松線一字字木地屋～一字字赤松
町道太田幹線	貞光字江ノ脇～貞光字太田
旧国道 438 号	貞光字東浦～貞光字別所（木綿麻橋）

第4節 自主防災組織体制の整備計画

災害からの被害を最小限に止めるためには、行政の対応に加えて、住民一人ひとりが自らの生命と財産は自ら守るということを認識し、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが効果的であることから、自主防災組織の結成促進及び育成を図る必要がある。また、地域・地区内の住民等は、防災訓練の実施に併せ、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案するものとする。町は、必要があると認める時は、これを地域防災計画に掲載するものとする。

1 自主防災組織育成計画

(1) 自主防災組織の意義

災害時には、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れたり阻害されることが予想される。このため自主防災組織の結成促進及び育成を図ることにより、住民自らが出火防止、初期消火、被害者の救出・救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって災害を最小限に止め、災害の拡大を防止する。

(2) 自主防災組織の組織率の向上

町は、防災に関する講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、既存の自主防災組織に加えて新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である自治会ごとに結成することを目標とする。ただし、その規模が大きすぎる場合は、さらにブロックに分けて、小さい場合は、隣接する自治会と合わさって結成するものとする。

(4) 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資器材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。その際、障がい者、高齢者等の災害時要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。

また、自主防災組織をはじめとして、未組織の地域住民においても、自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携のなかで自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

(5) 自主防災組織の編成

① 組織

自主防災組織は、災害対応組織の基本単位である自治会等のブロックごとに結成する実行組織からなる。

② 実行組織

実行組織は、自治会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とするが、地域特性及び自治会等に属する世帯数等を考慮した防災活動に最も適した組織とする。

③ 実行組織の活動班

活動班	活動内容
情報連絡班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
消火班	初期消火を行う。
救出救護班	けが人，病人等の救出救護を行う。
避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
給水給食班	給水給食及び生活必需品の配布を行う。

(6) 自主防災組織の活動等

① 平常時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災知識の普及 ・ 防災資器材の管理 ・ 防災訓練

② 災害時の活動

組織	活動内容
実行組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域災害情報の収集及び伝達 ・ 初期消火 ・ 救出・救護 ・ 避難誘導 ・ 給水給食及び生活必需品の配布 ・ 避難所の開設・運営

③ 自主防災組織等のリーダー育成

町は，自主防災組織の活動班のリーダーあるいは自治会や婦人会，子供会等のリーダー等幅広い住民を対象に講習会及び訓練等を実施し，防災活動についての知識・技能，責任感及び実行力を有するリーダーを育成するものとする。

④ 町職員の積極的参加

町の職員は，地域住民としての自覚を持ち，地域の自主防災組織の結成及び活動について積極的に参加するものとする。

⑤ 自主防災資器材の整備

実行組織ごとに次の簡易救助用資器材を整備するよう努めるものとする。

- ア ジャッキ
- イ 丸形スコップ
- ウ テコバール
- エ 替刃式折込ノコ
- オ 布バケツ

⑥ 自主防災資器材の管理

実行組織ごとに整備する資器材の管理は、各実行組織で行うものとする。

2 自主防災組織の活動マニュアルの作成

町は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、配布するよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ① 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- ② 情報の収集・伝達，初期消火，救出・救護，避難等の防災訓練
- ③ 初期消火，救出・救助用の防災資器材等の備蓄
- ④ 家庭及び地域における防災点検の実施
- ⑤ 地域における高齢者，障がい者等の災害時要配慮者の把握

(2) 災害時の活動

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 出火防止，初期消火の実施
- ③ 高齢者，障がい者等の災害時要配慮者の安否確認，移動補助及び集団避難の実施
- ④ 救出，救護の実施
- ⑤ 炊き出しの実施及び協力
- ⑥ 救援物資の配分及び避難所の運営に対する協力等

第5節 災害時要配慮者対策計画

近年の急速な高齢化や国際化，さらには住民のライフスタイルの変化等に伴い，災害発生時には高齢者，傷病者，障がい者，妊産婦，乳幼児，外国人などの災害対応能力の弱い人々（災害時要配慮者）の犠牲が多くなっている。

災害時要配慮者は，自力による避難が困難であったり，災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから，浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため，町及び社会福祉施設等の管理者は，町災害時要配慮者対応マニュアルに基づき，次により各種対策を実施し，災害時の災害時要配慮者に対する安全確保を図るものとする。その際，要配慮者の特性や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

1 要配慮者に対する防災対策

(1) 町災害時要配慮者対応マニュアルの作成

町は，要配慮者支援を図るため，町災害時要配慮者対応マニュアルの作成・充実に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備等

町は，本計画に基づき，関係部局の連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。

① 名簿に掲載する者の範囲

- ア 身体障害者手帳1級又は2級に該当する障がいを有する者
- イ 療育手帳A判定の交付を受けている者
- ウ 要介護3級以上の認定を受けている者
- エ 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者で掲載が必要と判断される者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する者
- カ 前各号に掲げる者のほか，避難支援の必要を認めた者

② 名簿への記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ 前各号に掲げる者のほか，避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

③ 情報の集約

町は，名簿を作成するに当たり，上記①に該当する者を把握するために，関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。

④ 名簿情報の提供

町は、平常時から名簿の提供について同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿を提供することができるものとする。

ア 美馬警察署・美馬西部消防組合消防本部・美馬西部消防組合消防団・民生委員・児童委員
イ つるぎ町社会福祉協議会・自主防災組織・その他町長が特に必要と認める者

⑤ 名簿の更新

町は転入してきた要介護高齢者、障がい者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等の実施に携わる関係者が名簿情報を提供することについて同意の確認を行うものとする。

⑥ 情報漏洩を防止するための措置

ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務は課されていることを十分に説明するものとする。

ウ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

エ 名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

(3) 要配慮者に対する措置

要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得たうえで避難所（福祉避難所を含む）への移動、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講ずるものとする。また、居宅における生活が可能な場合にあっては、住宅、保健及び福祉に対するニーズの把握に努めるものとする。

(4) 支援体制の配備

町は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制と、可能な限り福祉避難所の充実・整備に努めるものとする。

(5) 福祉避難所

① 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

② 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるものとする。

なお、指定に当たっては、民間の福祉施設のほか、町施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるものとする。

③ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

町は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

④ 福祉避難所の周知

町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く町民に周知するよう努める。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

⑤ 福祉避難所の運営

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」等を参考にマニュアルを作成のうえ、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

⑥ 福祉避難所における感染症対策

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

2 在宅者に対する防災対策

(1) 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、災害時要配慮者の特性に配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導・救出・救護体制の確立

災害時要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、マニュアルや支援プランを活用し平時より自主防災組織や民生・児童委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

なお、災害時要配慮者の実態把握に当たっては、プライバシーに十分配慮するとともに、地域における災害時要配慮者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を図るためのものとし、把握した情報は関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高いものから優先的、重点的に各避難行動要支援者の個別避難支援プラン策定に努めるものとする。

また、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

さらに、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

(3) 的確な情報伝達活動

町は、災害時要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

3 社会福祉施設等対策

(1) 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等のいわゆる災害時要配慮者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるもの

とする。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

(2) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りを努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、それぞれの施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所等、地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

(4) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努めるものとする。

4 災害時帰宅困難者等対策

災害発生時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。町は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

また、帰宅困難となった場合の避難場所である「災害時帰宅支援ステーション」等について普及啓発に努めるものとする。

5 外国人等に対する対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及啓発とともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

(1) 防災知識の普及啓発

① 外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配付するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

② 在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

(2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第6節 広域応援計画

町内において大規模災害による被害が発生し、自力による対応が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得て災害対策を実施する必要がある。このため、他の市町村や防災関係機関との間で相互応援協定等を締結するなど相互の連携を強化し、広域的な防災活動体制の強化・充実に努める必要がある。

1 応援要請・応援受入体制整備計画

(1) 相互応援協定の締結

町は、隣接する市町のみならず、同時に被災する可能性の低い、離れた位置にある市町村との相互応援協定の締結をするなど、広域応援体制の充実に努めるものとする。

また、締結した協定については、逐次見直しを行い、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

(2) 応援要請体制の整備

町は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう応援要請手続き及び連絡方法を定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災関係機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

① 隣接市町

次に掲げる事項について、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資等

エ 応援を必要とする場所及び期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

② 応援要請の連絡方法

ア 応援要請は口頭又は電話により行う。

イ 応援要請後、(3)の②で定める活動計画をFAXにより送付する。

ウ 文書による応援要請は、災害による混乱を収拾した後に行う。

(3) 応援受入体制の整備

町は、応援要請後直ちに応援部隊の受入体制がとれるよう応援受入体制の整備手続きを定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、応援受入体制の主な内容は次のとおりとし、これ以外の事項については臨機応変に対処するものとする。

① 応援要請及び応援活動の記録

ア 応援の要請先、要請日時、要請内容

イ 回答先、回答日時、回答内容

ウ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先

エ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿舎）

- オ 搬入物資の内容・量・返却義務の有無
- カ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む）
- キ 撤収日時

② 応援部隊の活動計画の作成

要請した応援部隊について、いつから、どこで、何を、いつまで応援活動するのか等を整理した応援部隊の活動計画を作成する。

③ 食料，飲料水，宿舎等の準備

要請する応援部隊は，自立できることが原則ではあるが，応援部隊が自立できない場合は，必要最小限の食糧，飲料水，宿舎，待機場所，駐車場等を準備する。

④ 応援受入マニュアルの作成

他市町村からの多人数の応援部隊の受入を円滑に行うため，「広域応援受入マニュアル(仮称)」の作成を検討する。

2 他市町村応援活動体制整備計画

(1) 応援体制の整備

町は，被災市町村より応援要請を受けた場合，直ちに応援部隊の派遣ができ，かつ，通常業務に支障をきたさないよう，次の事項についての業務方法について定めるものとする。

- ① 支援対策本部の設置及び運営
- ② 派遣部隊の編成及び派遣
- ③ 携帯資器材の調達及び運搬
- ④ 応援活動の作業手順等

(2) 応援に当たっての留意事項

派遣部隊は，被災地において被災市町村からの援助を受けることのないよう，食糧，衣料，宿営器材，通信器材に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の組織体制を持たなければならない。

第7節 資材・器材等の点検整備計画

災害応急対策に必要な資材・器材を充実整備し、災害発生時に有効適切に使用できるよう点検整備を行うものとする。

1 点検整備の実施

不良資器材の更新，所定数の確保等の整備を行うものとする。

2 資材，器材等

- (1) 水防用備品，資材，器材及び水防倉庫
- (2) 消防用資器材及び施設
- (3) 救助用備蓄資材，器材等
- (4) 医療，助産及び防疫に要する資材・器材及び薬剤
- (5) 備蓄食糧
- (6) 衣料生活必需品
- (7) その他災害救助に必要なもの

3 保管施設の新設及び拡充

逐次，現有数の拡充を図るとともに，災害時において完全に使用できるよう，適正な配置を計画し，新設及び補修を行う。

第8節 防災施設等整備計画

防災関係機関は、災害時に応急対策を円滑に実施するために必要な施設、資器材及び物資等の整備充実に努めるものとする。

1 各無線施設等の整備・充実

関係各機関は、無線施設及び設備について、定期的な点検整備を行うとともに、機器の転倒防止、非常電源の確保、要員の確保、応急用資器材の確保充実に図り、災害時の通信手段の強化に努めるものとする。

町においては、非常災害時のアマチュア無線局の協力体制を整備し、防災情報の収集及び伝達の強化を図るものとする。また、住民に対して直接に災害情報等を IP 告知放送で伝達しているが、今後は情報通信技術の動向を注視し、最適な情報伝達方法を検討するものとする。

2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達体制等の整備

町は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

町及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を IP 告知放送等により住民等への伝達に努めるものとする。

3 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

町は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

また、町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

4 防災拠点施設の整備

災害時における応急対策の拠点、災害復旧資材及び非常食糧の備蓄基地として、また、平常時には住民の防災知識の習得と普及・啓発の場として整備に努めるものとする。

5 防災機能を有する「道の駅」の整備推進

町は、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

第9節 ボランティア受入体制の整備計画

大規模災害発生後におけるボランティア活動は、被災者の生活の安定と再建を図るうえで重要な役割を担うものである。このため、災害発生時にボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時からボランティア団体等との連携協力関係を構築しておくとともに、災害時にそのマンパワーを有効に活用できるよう受入体制や活動環境の整備を積極的に行う必要がある。

1 ボランティア活動普及啓発計画

(1) ボランティア活動の普及及び啓発

東日本大震災では、行政や防災機関のみでの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。このことから、町は、つるぎ町社会福祉協議会等と連携し、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動を確保するため、交流会や研修会の開催などにより住民や事業所に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるものとする。

(2) 防災ボランティア登録制度の創設等

町は、災害時において必要とされるボランティア活動について、即時的に対応できるよう、防災ボランティア登録制度の創設に努める。

① 登録対象者

- ア 町内に在住又は勤務する個人又は団体
- イ 町内に活動拠点を有する個人又は団体

② 活動内容等

ア 一般ボランティア

特別な資格を必要としない次のような活動を行う。

- ・炊出し
- ・清掃
- ・救援物資の管理及び配布
- ・被災者の生活支援や話し相手
- ・専門職ボランティアの補助等

イ 専門職ボランティア

一定の経験や知識又は専門的な知識や技術もしくは特別な資格等を必要とする次のような活動を行う。

- ・平常時に行う建物の耐震診断
- ・災害時に行う建物の危険度判定
- ・アマチュア無線等による情報の収集及び伝達
- ・インターネット等による災害、安否、生活情報等の収集及び伝達
- ・特殊車両による救援
- ・救急救護
- ・メンタルケア
- ・介護
- ・通訳・手話等

ウ ボランティアコーディネーター

一般ボランティアのなかから希望を募り、県の協力を得ながらニーズの把握や各種ボランティア団体の活動等の連絡調整を行うことのできるボランティアコーディネーターの育成を図る。

(3) NPO・ボランティア等との連携

町及びつるぎ町社会福祉協議会は、平常時からボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、社会貢献活動や地域活動を行っている団体等とのネットワークを形成し、災害時における協力体制を構築しておくものとする。

また、町は、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会やボランティア団体等）との連携を図るものとする。

(4) ボランティア受入体制等の整備

町は、NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアが円滑な支援活動を行うことができるよう、受入側の体制整備に努める。

(5) ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

(6) 情報共有会議の整備・強化

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(7) 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知に努める。

(8) ボランティア、NPO等の支援による災害廃棄物処理の効率化

町は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、効率的な搬出を行うものとする。

2 災害ボランティアセンターの開設

町は、発災後直ちに活動拠点となる災害ボランティアセンターが開設できるよう、あらかじめ設置場所を確保するなど諸団体と連携して対応に努める。

第10節 防災訓練計画

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

本町においても、南海トラフ地震や活断層地震、風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。

このようなことから、町の災害対策本部運営機能の向上、関係機関や学校、自主防災組織等との協働体制の更なる構築強化を目的として各種の防災訓練を定期的に行い、防災体制の整備と防災思想の普及を図る。

1 職員参集訓練

災害時において、迅速な応急対策を実施するため、職員の動員配備計画に基づき非常参集訓練を実施する。

2 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を被ることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、町内のアマチュア無線局の協力を募るなどして非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

3 災害情報連絡訓練

災害時において、防災機関相互間並びに住民に対する災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

4 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施するものとする。

- (1) 観測（水位，雨量，風速）
- (2) 通報（水防団の動員，居住者の応援）
- (3) 輸送（資材，器材，人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 水門，樋門等の操作
- (6) 避難，立退き（危険区域居住者の避難）

5 消防訓練

災害時における災害規模，災害事象に応じた消防計画の習熟を図り，突発的な災害に対処できるようにするため，非常召集，通信連絡，火災防御技術，救助等の訓練を実施するものとする。

6 避難，救助救護訓練

防災関係機関は，計画に基づく避難その他救助，救護活動の円滑な遂行を図るため，水防，消防等の災害防護活動とあわせ，又は単独で訓練を実施するものとする。

なお，学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては，児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導するものとする。

第11節 防災知識の普及・啓発に関する計画

大規模災害時には町や防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」を基本認識とし、平時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者を、地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは「町などが行う防災活動（公助）」への協力など、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取組が重要であり、住民防災運動として、自主防災組織の組織化の促進と活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

住民防災運動を強力に推進するに当たっては、時期に応じた重点課題の設定や関係機関との連携等を戦略的に行うことが必要である。

1 住民に対する防災知識の普及・啓発

住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を活用して、防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及・啓発の内容

- ① 簡単な気象知識に関すること
- ② 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ③ 災害危険箇所に関すること
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 災害対策の現状
- ⑥ 災害時における応急措置並びに心得に関すること
- ⑦ 指定緊急避難場所、適切な避難場所の選択、避難経路、その他避難対策に関する知識
- ⑧ 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液、7日分程度の内服薬、注射薬、おくすり手帳等）の準備
- ⑨ 災害に備えたペットの適正飼育、避難用品の準備
- ⑩ 自主防災組織への参加
- ⑪ 地震、津波及び風水害に関する一般的知識

- ⑫ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑬ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策，近隣の人々と協力して行う救助活動・避難活動，自動車運転の自粛等，防災上とるべき行動に関する知識
 - ・正確な情報の入手方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・地域住民等自らが実施し得る，最低でも3日間，可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄，家具の固定，出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか，各種の広報媒体を活用するとともに，地域の実態に応じて地域，職域での各種講座，集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- ① テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- ② 広報紙・広報車の利用
- ③ 映画・ビデオ等による普及
- ④ パンフレットの利用
- ⑤ 防災マップの配付
- ⑥ 講習会，講演会等の開催及び訓練の実施
- ⑦ インターネットや携帯電話の利用

2 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い，防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため，防災教育の徹底を図る。

(1) 教育の内容

- ① 防災計画及びこれらに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割に関すること
- ② 災害発生の原因，対策等の科学的，専門的知識に関すること
- ③ 過去の主な被害事例に関すること
- ④ 防災関係法令の運用に関すること
- ⑤ 南海トラフ地震に関する事項
 - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

- ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震防災対策として今後取り組む必要のある課題

⑥ 土木、建築その他災害対策に必要な技術に関すること

(2) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引等印刷物の配付
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 学校における防災教育

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- (1) 災害発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 自然災害発生の原因や、災害発生時の関係機関の役割、応急手当等、自然災害に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 災害発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

病院、大規模小売店などの不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物等を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

5 孤立化対策の啓発

台風や豪雨等の影響による土砂災害の発生などによって、孤立することが予想される中山間地域の住民に対し、食料及び生活必需品の備蓄を呼びかけるなど、孤立化対策の啓発に努めるものとする。

6 自助・共助の取組促進

町は、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練等の実施に努める。また、マスクや消毒液等の家庭での備えについて周知啓発に努める。

7 自動車へのこまめな満タン給油の啓発

町は、災害時における自動車の燃料不足への備えとして、平常時からの自動車へのこまめな満タン給油の周知啓発に努める。

8 老朽危険空き家除却の啓発

町は、地域の防災力の向上を図るため、住民に対し、老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業の活用を促し、老朽化危険空き家・空き建築物の除却の推進について周知啓発に努める。

第12節 企業防災の促進に関する計画

自然災害による不測の事態から中小企業の「事業継続」を確保するため、中小企業に対し、災害時における企業の事業継続を目的とした「事業継続計画（BCP）」の作成の促進を図る。

また、企業は防災力を高めるため、「事業継続計画（BCP）」を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど「事業継続マネジメント（BCM）」の取組を通しての企業の防災活動の推進に努めるものとする。

1 周知・啓発

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定・運用を行うよう、こうした取組に資する情報提供を進めるため、講習会の開催や広報などを実施するものとする。

2 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加することが求められる。

町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供体制等の条件整備に取り組みとともに、企業がボランティアや地域の各種団体等とのネットワークを構築し、その連携のなかで自主的な防災活動が行えるよう、指導・助言などの支援に努めるものとする。

3 中小企業の防災・減災対策の促進

町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、つるぎ町防災会議に提案するなど、町も連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第13節 業務継続計画

1 方針

南海トラフ地震や風水害などの大規模な災害が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。そのようななかで、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。

また一方で、町民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模災害の発生時における業務継続に努める。

2 業務継続の体制整備

町は、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

特に、災害応急対策等において重要な役割を担うため、業務継続計画（BCP）において、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定める。

3 業務継続計画（BCP）の運用

町は、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図るものとし、業務継続計画（BCP）を運用する。

- (1) 災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。
その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (4) 業務継続計画（BCP）を検証するため、必要に応じて訓練を実施し、その結果を業務継続計画（BCP）の修正に反映させるよう努める。

※災害発生時における通常業務の目標着手時期

(資料編：15-14 参照)

※災害対策（応急）業務優先表

(資料編：15-15 参照)

第14節 避難計画

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、避難所、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行うものとする。

町は、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、避難所、避難路を指定し、避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談を実施するものとする。

避難勧告、避難指示ほか、避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備情報を提供するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図るものとする。

なお、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議するとともに、情報を共有するものとする。さらに、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 避難場所及び避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備、確保し、町防災計画に定めておくものとする。

また、避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るものとする。

なお、様々な被災者に配慮して、宿泊施設を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時に男女のニーズの違いにも配慮するほか、ペット等との同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は概ね次のとおりとする。

- ① 災害発生時に、迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- ② 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- ③ 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- ④ 昼間人口も考慮した人が避難できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とする。
- ② 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- ④ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- ⑤ なるべく被災地に近く、被災者等を集团的に収容できること。

2 避難路の指定

町は避難場所の指定に併せて、地域の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保するものとする。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図るものとする。また、外国人旅行者等に対しても分かりやすく周知に努めるものとする。

- ① 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を考慮するものとする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路には、大規模火災などの危険度が高い建物が無いことを配慮して選定する。
- ④ 住民の理解と協力をもって避難路を選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

3 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定避難場所及び避難路等に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

4 避難所運営マニュアルの整備

町、住民（自主防災組織）、施設管理者の協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図るものとする。

5 避難誘導

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を住民等に周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

また、被害想定の変更があった場合は、新しい被害想定に対応した防災マップへと速やかに改定し、その内容の周知徹底を推進する。

6 児童生徒等の保護者への引き渡し、就学前幼児の避難

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。また、就学前幼児の安全で確実な避難のため、幼稚園保育所等の関係機関で連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

7 避難所における感染症対策

- (1) 町は、避難所における感染症対策について、「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」を作成するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から必要な措置を検討するものとする。
- (2) 町は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を勘案し、可能な限り多くの避難所を開設し、避難者を分散させるものとする。また、グラウンド等におけるテント泊や車中泊等について検討するものとする。
- (4) 町は、安全な場所にいる人たちまで避難所に行く必要がないことや、安全な場所に住んでいる親戚や友人宅等への避難について検討する等、適切な避難行動について住民に対して啓発を行うものとする。
- (5) 町は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施するものとする。

第15節 道路・橋梁の整備計画

生活道路としての利便性はもとより、災害時において避難経路として、避難をスムーズにするために道路・橋梁の新設、改良等整備を計画的に推進するものとする。

1 代替路・緊急輸送ルート確保

広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、災害の発生に対して代替路となる経路を確保するものとする。また、町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、アクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性・信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

2 孤立化対策

災害の発生時でも地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、機能の拠点間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等について、道路・橋梁の新設・拡幅等の整備により、安全性・信頼性を高めるものとする。

3 長寿命化計画の運用

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画に基づく点検・計画・修繕というマネジメントサイクルを確実に運用することにより、その適切な維持管理に努めるものとする。

4 町道・農林道の整備

町は、災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立を防ぐための町道・農林道を新設・改良するとともに、未舗装道路の舗装及び既存の舗装道路の補修を行うものとする。

5 道路排水対策の実施

町は、降雨等による道路の弱化や法面の浸食、崩壊を防止するため、道路の排水施設の整備に努めるとともに、既存の排水施設の点検、補修及び清掃等の維持管理に努めるものとする。

6 落石防止・障害物除去対策

町は、落石等による道路災害を防止するため、危険箇所に落石防止のためのロックネット、落石防止柵等の整備に努めるものとする。また、町は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。

第16節 各種データの整備保全計画

町は、復興の円滑化のため、次の事項について整備しておくものとする。

1 戸籍・住民基本台帳等データの庁舎外保管

町は、住民情報等被災後の円滑な業務再開に欠かすことのできない重要なデータについて、同時被災の可能性の低い県外施設に保管するものとする。

2 各種データの総合的な整備保全

町は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保全並びにバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、早期に復旧できるよう努めるものとする。

また、公共土木施設管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設に構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 孤立可能性集落カルテの作成

町は、地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、県と連携し「孤立可能性集落カルテ」を作成し、集落ごとの情報を一元的に収集することで、発災時に迅速かつ的確に支援するための体制整備に努めるものとする。

第17節 孤立集落対策の強化

町は、災害により孤立化が予想される集落に対して、あらかじめ、講じる対策について定める。

1 孤立集落及び発生原因

孤立集落とは、中山間地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要員が挙げられる。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石等のおそれがある箇所に対する事前通行止め

2 孤立予想集落

町内で災害発生時に孤立化が予想される集落は、58箇所ある。

3 孤立化防止対策

(1) 通信手段の確保

ア 町は、孤立化し通信の途絶が予想される集落において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話等）の配備に努める。

イ 町は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び機器の使用方法について住民に周知するものとする。

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

町は、孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

(3) 生活物資の備蓄の促進

町は、孤立が予想される集落において、大量の水（一週間分以上）、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進することに努めるものとする。

第 18 節 大規模停電・通信障害への備え

大規模災害の発生による、大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

1 知識の普及・啓発

町及び防災関係機関等は、あらゆる機会を通じて、町民等に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) A T Mやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

2 事前予防のための取組

町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

3 業務の継続に向けた取組

町、防災関係機関及び企業等は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、L Pガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 訓練の実施

町及び防災関係機関等は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第19節 事前復興の取組

南海トラフ地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前の「準備」や「実践」が極めて重要である。

住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者は、迅速かつ円滑で、「より良い復興（Build Back Better）」の実現に向け、被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、平時から復興に向けた「体制の構築」や「人材の育成」、「地域コミュニティの維持・再生・育成」など、「徳島県復興指針」に基づき、「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

1 事前復興の取組

(1)「準備する事前復興」とは、南海トラフ地震などによる被災イメージを、住民を含む関係者間で共有し、それらに対し必要となる復興プロセスについて、被災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項やその要因を明確にし、それらの解決に向け、事前に行う様々な取組のことである。

具体的には、復興前の地域の状態を客観的に把握しておくため、様々な指標（データ）を収集しておくことや、地籍調査により被災前の権利関係を把握しておくことなどである。

(2)「実践する事前復興」とは、事前実践することで、津波から被災しない状態を実現する取組であり、住宅の高台移転などのハード的な施策は、典型的な「実践する事前復興」である。

一方で、策定したマニュアルを用いた訓練やイメージトレーニング、合意事項に基づく「地区防災計画」の策定など、継続的に見直しを行う（PDCAサイクルを回す）ソフト的な施策も、「準備」に留まらず、「実践する事前復興」である。

2 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズごとに幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、万全な活動体制を整備するものとする。

1 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 災害対策本部の設置

町内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じた場合、その被害が広域かつ激甚のため、もしくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予測される場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要と町長（ただし、町長に事故があるときは、つるぎ町災害対策本部条例による）が認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

なお、町長は、本部を設置したときは、関係機関及び住民に対し適切な方法で周知する。

また、本部を置くにいたらない災害等にあつては、準備配備体制により対処するものとする。

①判断設置

ア 震度5弱又は5強の地震が発生したとき

イ 災害が発生し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき

ウ 災害救助法を適用する災害が発生したとき

②自動設置

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき

(2) 現地災害対策本部の設置

特定の地域に被害が集中して発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該地域において現地災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の閉鎖

本部の閉鎖は本部長の判断に基づき、予想される災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における災害応急対策の措置がおおむね完了したと認められるときは、本部を閉鎖する。

(4) 設置及び閉鎖の通報等

町長は、本部を設置又は閉鎖したときは、その旨を県その他必要な防災関係機関へ通報するものとする。

2 系統・組織の編成及び分担任務

町は、災害の種類や規模等によってそれぞれ配備をとるほか、本部を設置するに至らない災害時にあつては、準備体制、警戒体制又は平常時における組織をもって対処するものとする。

(1) 系統・組織の編成及び分担任務

① 本部に部を設け、部に部長及び副部長を置く。

ア 部長は、本部長の命を受け部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

イ 部長不在の場合は、副部長又は部長があらかじめ指名する職員がその職務を行う。

ウ 副部長は、当該部の所属事項について部長を補佐すると共に、指示を受けて応急対策にあたる。

エ 部員は、部長及び副部長の指示を受け応急対策にあたる。

② 本部は、半田支部、一字支部を設置し、各支部に支部長を置く。

ア 支部長は、本部長の命を受けその地域における状況把握に努めるとともに、本部に情報を提供し災害応急対策の円滑な処理にあたる。

イ 各支部は、分担任務によるほか、指示されたときは他の部の行う事項について応援を行うものとする。

(2) 本部等の設置場所

① 本部は、特別な場合をのぞき本庁舎に置くものとする。

② 支部は、半田支所庁舎及び一字支所庁舎に置くものとする。

3 本部の組織

本部の組織、運営及び分掌事務等については、つるぎ町災害対策本部条例に定めるところによる。

※つるぎ町災害対策本部条例

(資料編：15-4 参照)

※つるぎ町災害対策本部組織図

(資料編：15-5 参照)

各部事務分掌

部名	事務分掌
各部共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本部への連絡員の派遣に関する事 ・被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集 ・被害状況及び災害応急対策の実施状況の災害対策本部への報告に関する事 ・部内の雑務（後片付け等）に関する事
本部事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置に関する事 ・各種情報の収集及び伝達に関する事 ・災害対策本部会議の実施の検討に関する事 ・職員の動員・配備に関する事 ・本部長の指示・命令の各部への伝達に関する事 ・美馬西部消防組合消防団の指示・連絡に関する事 ・国，県，防災関係機関との連絡，調整及び報告に関する事 ・避難勧告又は指示に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の記録・整理に関する事 ・各種情報の分析及び各部への指示に関する事 ・各部所管の被害状況及び応急対策の実施状況の取りまとめと本部長への報告に関する事 ・住民及び報道機関への災害広報及び発表に関する事 ・輸送力の確保及び配分に関する事・労務供給に関する事 ・他市町村等への応援要請に関する事 ・自衛隊の災害派遣要請に関する事 ・その他，他の班に属さない事務に関する事
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整に関する事 ・土砂災害の応急対策に関する事 ・応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事 ・応急復旧用の資器材の確保に関する事 ・障害物の除去に関する事 ・道路の応急復旧に関する事 ・緊急輸送道路の確保に関する事 ・公共土木施設の防災及び復旧に関する事 ・農林業用公共施設の防災及び復旧に関する事 ・水道施設の防災及び復旧に関する事 ・ごみ及びし尿処理に関する事

部名	事務分掌
厚生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の連絡調整に関する事 ・ 避難所の開設及び収容に関する事 ・ 避難所の管理運営に関する事 ・ 被災者に対する食糧の確保及び配給に関する事 ・ 被災者の炊き出しに関する事 ・ 炊き出し用の資器材の確保に関する事 ・ 衣料等生活必需品の確保及び配給に関する事 ・ 飲料水の供給に関する事 ・ 防疫活動に関する事 ・ 被災者の健康管理・衛生指導に関する事 ・ 遺体の収容及び埋葬等に関する事 ・ 義援金品の受入・保管に関する事 ・ 義援金品の配分に関する事 ・ ボランティア団体等の受入に関する事 ・ 災害時要配慮者に関する事 ・ 商工業者に対する災害資金に関する事 ・ 被災者の生活再建支援に関する事
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の連絡調整に関する事 ・ 児童・生徒の保護及び応急教育に関する事 ・ 災害救助法に基づく学用品の給与に関する事 ・ 被害生徒，児童の育英奨学保護に関する事 ・ 文教施設及び文化財の応急対策に関する事 ・ 文教施設の防災及び復旧に関する事
医療部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部との連絡に関する事 ・ 部内の連絡調整に関する事 ・ 医療及び助産に関する事 ・ 医療救護班の編成，実施に関する事
半田支部 一字支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部との連絡に関する事 ・ 支部内の連絡調整に関する事 ・ 支部内の災害応急対策全般に関する事

第2節 配備体制及び職員の動員計画

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するための職員の動員については、本計画の定めるところによる。

1 配備体制

本部長は災害の種類、規模等を勘案し、本部員に次の区分により配備体制をとらせるものとするが、災害の種類、規模、発生 of 時期等によって特に必要な場合は、基準と異なる配備体制を発令することができる。

体制	基準	体制をとる課(班)・人員	摘要
準備体制	1 次の注意報、警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 2 その他町長がこの体制を命じたとき。	総務課・危機管理課(2名)が対応する。 ※ただし、宿日直者に代えることができる。	1 この時点では災害警戒対策本部は設置されない。 2 各種情報の収集及び連絡活動を行う。
第一警戒体制	1 次の警報のうち、いずれかが発表されたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報 2 震度4の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 4 その他町長がこの体制を命じたとき。	左記の警報が発令されたとき災害警戒対策本部の各部長、副部長、各支所長及び記録担当は参集する。また、各部長、副部長及び各支所長は状況に応じて、各部員の必要人員を参集決定する。 ※災害警戒対策本部(第二警戒体制)を設置の恐れがあるときは、必要に応じて、町長からあらかじめ、職員に自宅待機命令を発令する。 ※基準の警報等が継続して発表されている場合でも、相対的に危険度が弱まる状態と判断した場合には、宿日直者等に一任するなどの体制縮小を行うことができるが、24時間体制は維持する。	1 すだちくんメールで警報発令を受けると、左記の部署は自動的に参集する。 2 住宅環境課・上下水道課・まちづくり戦略課等は、課長の判断で施設管理体制を敷く。 3 状況の悪化、被害の拡大の恐れがある場合は、災害警戒対策本部を設置する。 4 全課長の参集が必要となった場合は、すだちくんメールで参集命令(勤務中は庁舎メールで配信)

体制	基準	体制をとる課(班)・人員	摘要
第二警戒体制	1 第一警戒体制をとるべき警報が発表され、町長が被害発生の危険性を勘案し、この体制(災害警戒対策本部設置)を命じたとき。 2 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 5 南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。	災害警戒対策本部の職員配置表(各種災害編)を基本とする。 ※その他必要性を勘案し、町長が命令した者 ※参集しない職員は全員自宅待機	1 すだちくんメールで参集命令を送信。左記の配置表により速やかに配置に付く。(勤務中は庁舎メールで配信) ※配置表は事前に庁舎内メールで配信する。
非常体制	●判断設置 1 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 災害が発生し、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想されるとき。 3 災害救助法を適用する災害が発生したとき。 ●自動設置 1 震度6弱以上の地震が発生したとき。	全職員	災害対策本部を設置(本庁本館内)

2 動員体制

(1) 動員計画

各配備体制に応じて必要な人員を動員するものとし、各部は職員の動員順位あるいは連絡方法等についてあらかじめ計画をたて、また連絡者を指名し、情報連絡を円滑に行うものとする。

(2) 職員の召集

① 勤務時間内

庁舎メール、庁内放送及び電話等により、周知するものとする。

② 勤務時間外

職員の召集方法については、すだちくんメール・電話等の方法によるものとする。

なお、職員は、災害の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、配備指令が伝達される前に、それぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、速やかに自主参集するものとする。

(3) 動員の系統

町本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき動員するものとする。

※町本部における職員の動員

(資料編：14-1-①参照)

※消防団員

(資料編：14-1-②参照)

第3節 通信情報計画

災害による被害の未然防止や軽減のための措置を講じるため、気象情報や災害発生のおそれのある異常な現象等を、あらかじめ定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知することとする。

1 災害通信連絡系統

(1) 気象・地象及び水象に関する注意報・警報及び情報の伝達

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する注意報・警報及び情報の通信連絡は、迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

※気象に関する注意報・警報・情報の伝達系統	(資料編：14-2-①参照)
※地震情報伝達系統	(資料編：14-2-②参照)
※吉野川洪水注意報・警報の伝達系統	(資料編：14-2-③参照)
※火災気象通報の伝達系統	(資料編：14-2-④参照)
※火災警報の伝達系統	(資料編：14-2-⑤参照)

(2) 異常な現象発見時の通報

- ① 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- ② 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- ③ ①又は②により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。
 - ア 徳島地方気象台
 - イ 知事（災害対策本部が設置されているときは同本部長）
 - ウ 西部総合県民局、警察署及びその他の関係機関
- ④ 町長は、③による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

※異常現象通報系統	(資料編：14-3 参照)
-----------	---------------

2 災害通信

災害時における通信の方法は、おおむね次の実情に即した順位で行うものとする。

(1) 有線放送によるもの

- ① 普通電話
- ② IP告知放送

(2) 無線通信によるもの

- ① 徳島県総合情報通信ネットワークシステム
- ② 衛星携帯電話
- ③ 徳島地区非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設（アマチュア無線）
- ④ 消防団・自主防災組織・民生委員等に配備しているデジタル簡易無線

- ※徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成 (資料編：13-1 参照)
- ※徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱 (資料編：13-2 参照)
- ※防災関係機関連絡一覧表 (資料編：15-7 参照)

3 長期停電・通信障害への対応

町は、事前伐採による予防保全や復旧作業の迅速化に向けた電気事業者等との連携を強化する。

第4節 災害情報の収集・報告計画

災害時において、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であるため、防災関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

また、収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化するものとする。

1 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(1) 情報の内容

収集すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連するものを優先する。

- ① 緊急要請事項
- ② 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ③ 被害状況
- ④ 災害応急対策実施状況
- ⑤ 道路交通状況（道路被害、交通規制等）
- ⑥ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- ⑦ 避難状況
- ⑧ 医療救護活動状況
- ⑨ 住民の動静
- ⑩ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) 情報の収集方法

各種無線通信設備等を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

なお、被害状況を早期に把握するため、119番通報の殺到状況の確認、活用に努める。

2 被害状況の報告要領

災害に伴う被害状況等の調査報告は、災害対策の基本となるもので、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対処する。

(1) 町本部への報告

- ① 分担責任に基づき、応急対応を実施するために必要な情報及び被害状況を把握し、速やかに部長及び本部長に報告する。
- ② 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、参集途上の被害状況を収集し、登庁後上司に報告する。
- ③ 報告は、人的被害、避難措置及び住家被害に関連するものを優先する。

(2) 県・美馬警察署等への報告

① 報告の基準

報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告記入要領」により行うものとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの
- エ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- オ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- カ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- キ 道路の凍結、雪崩、倒木等により、孤立集落を生じたもの
- ク 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

② 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害速報
災害が発生したとき直ちに行う。
- イ 中間報告
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- ウ 確定報告
応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

③ 報告の方法

- ア 原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAX、県派遣職員（リエゾン）などあらゆる手段により報告する）。
- イ 災害速報及び中間報告は原則として「災害中間報告・災害確定報告」の内容を加入電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。
- ウ 確定報告は、必ず指定様式により文書で報告するものとする。

④ 町長の措置

- ア 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対し直接報告するものとし、報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。
- イ 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。
- ウ 「火災・災害等即報要領に基づく直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、「災害概況即報」により第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

※火災・災害等即報要領に基づく直接即報基準

(資料編：15-9 参照)

※災害中間報告・災害確定報告

(資料編：15-10 参照)

※災害報告記入要領

(資料編：15-11 参照)

※災害概況即報

(資料編：15-12 参照)

連絡窓口

徳島県西部総合県民局	TEL	0883-53-2392
	FAX	0883-53-2434
県防災行政無線（衛星系）	TEL	*-90-211-9519
徳島県危機管理環境部	TEL	088-621-2281
	FAX	088-621-2987
県防災行政無線（衛星系）	TEL	*-90-211-9536
消防庁		
平日（9:30～17:45） 応急対策室	TEL	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
	衛星系	TEL *-90-048-500-90-49013
平日（9:30～17:45） 以外宿直室	TEL	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7553
	衛星系	TEL *-90-048-500-90-49101
美馬警察署	TEL	0883-52-0110
	FAX	0883-53-0110

⑤ 報告の系統

被害状況の報告は、災害対策基本法第53条に基づいて行うものとする。

※被害状況報告の系統

（資料編：14-4 参照）

第5節 災害救助法適用計画

災害に際し、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、町長が行う。

2 救助の種類

- (1) 収容施設の供与（応急仮設住宅を含む）
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 遺体の捜索、収容及び埋葬
- (9) 生業資金、資材の給与又は貸与
- (10) 障害物の除去

3 適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、町の被害が一定の規模に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町地域内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- (2) 住家滅失世帯数が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上、町地域内の住家滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県下全般にわたる極めて大きな災害で、町の住家滅失世帯数が前記(1)及び(2)の基準に達しないが、県下の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、町の救助に任せられないと認定したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 適用手続

町長は、災害が前記3「適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

<災害救助事務のあらまし>

順序	町	県	国（内閣府）	備考
被害状況の把握	迅速, かつ, 正確に, 管内の被害状況を把握	関係機関からの情報収集	関係機関からの情報収集	
被害状況の情報提供	県へ情報提供	市町村からの被害情報を確認, 内閣府へ報告	提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	
災害救助法適用の決定	県知事に災害救助法の適用要請	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し, 内閣府へ情報提供 県内各関係機関に連絡（連携協力）	情報の受理及び必要な助言	
応急救助の実施	応急救助に当たる（県から委任を受けた救助等）	救助の実施等（必要に応じ）他の市町村及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	他の都道府県知事に対する応援の指示	
中間情報	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定を情報提供（以下, 状況判明次第随時情報提供）	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供（以下, 状況判明次第随時情報提供）	情報の受理及び必要な助言	
特別基準の協議	県知事に特別基準の要請	一般基準により難しい特別な事情があるときは, その都度特別基準を内閣府に協議	同意の要否及び程度等判断及び必要な助言, 指導	
救助完了についての情報	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	情報の受理及び必要な助言, 指導	
負担金の申請等	応急救助等に基づく救助費（繰替支弁を行った額）を県知事に申請	精算監査 精算交付申請（概算交付も可）	精算監査 申請に基づく交付決定 精算確定	

5 災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表のとおりであるが，やむを得ない特別の事情があるときは，応急救助に必要な範囲内において特別基準の設定について，厚生労働大臣と協議する。

※「災害救助法による救助の程度，方法及び期間」早見表

(資料編：7-1 参照)

第6節 災害広報計画

災害時における住民及び関係機関に対する被害状況その他災害に関する情報の広報活動は、次の計画に定めるところによる。

1 広報の内容

- (1) 災害に対して被害を最小限に止めるための事前対策
- (2) 災害時における住民の注意事項
- (3) 対策本部の設置，閉鎖
- (4) 災害に関わる情報及び被害の状況
- (5) 町が実施しつつある災害対策の概要
- (6) 避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急）の発令及び避難場所での心得
- (7) 災害復旧の見通し
- (8) 電気，ガス，水道供給の状況
- (9) その他必要な事項

2 広報の方法

- (1) IP 告知放送による広報
- (2) 消防車及び広報車による巡回広報
- (3) 避難場所への広報の掲示
- (4) 新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対する発表及び資料提供
- (5) 情報収集連絡員及び避難所運営職員による伝達
- (6) チラシ等の配布による広報

3 報道機関との連携

報道は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。報道機関は、被害に関する情報，交通に関する情報，ライフラインに関する情報等を伝達するとともに，防災機関や居住者及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。発災後も，円滑に報道を継続し，気象警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし，その具体的内容を定めるものとする。

なお，取材への対応は，原則として記者会見，資料提供，掲示板への掲出により行うものとし，行き過ぎた取材活動が行われないよう協力を求めるものとする。

(1) 記者会見

町は，被害条件に応じて緊急又は定期的に記者会見を行い，災害応急対策の方針や被害状況等の情報提供を行うものとする。また，記者会見の場所については，災害対策本部が設置している庁舎等で，災害応急対策の実施に影響しない場所を選定し，事前の準備・周知しておくものとする。

第7節 避難計画

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（避難行動要支援者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行うものとする。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

1 避難の勧告又は指示

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	県知事 (災害対策基本法第 60 条)		町が災対法第 60 条の事務を行うことができないとき。
避難の指示	町長 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	県知事 (災害対策基本法第 60 条)		町が災対法第 60 条の事務を行うことができないとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条) (警察官職務執行法第 4 条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。町長から要求があったとき。
			警告及び避難の措置
	自衛官 (災害対策基本法第 63 条) (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難の措置	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置をとることができる。
	知事及びその命を受けた職員 (水防法第 29 条) (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫しているときと認められるとき。
	水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。

2 住民に対する伝達方法

- (1) IP 告知放送等による伝達
- (2) 広報車等による伝達
- (3) 口頭による指示

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

4 関係機関の相互連絡等

県、町、警察、水防管理者及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関に速やかに連絡するものとする。

(1) 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	避難措置の内容	報告又は通知先
町長	災害対策基本法第 60 条に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示をしたとき。 災害対策基本法第 61 条に基づき、警察官から避難のための立退きの指示について通知を受けたとき。	知事
警察官	災害対策基本法第 61 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	町長
警察官又は自衛官	災害対策基本法第 63 条に基づき、応急措置をとったとき。	町長
知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。 水防法第 29 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	警察署長
水防管理者	水防法第 29 条に基づき、避難のための立退きを指示したとき。	警察署長

(2) 報告又は通知事項

報告又は通知事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 避難の措置の内容
- ② 勧告又は指示をした日時及び対象区域
- ③ 対象世帯数及び人員

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずるものとする。

町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

6 避難者の誘導

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、町及び警察が実施するものとするが、誘導に当たっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定のうえ、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、災害時要配慮者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、町等に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

町は、災害発生情報、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

7 避難所の開設

災害が発生し、又は発生が予想され被害を受けるおそれがあり、避難を要すると認めた場合、本部長は管理者の同意を得て避難所を開設する。

また、避難所を開設したときは、避難開始日時、場所、収容状況及び開設期間の見込みについて、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

(1) 収容対象者

- ① 避難勧告又は指示に従い、又は緊急避難の必要に迫られ住居を立退き避難した者。
- ② 住居が災害により被害を受け日常の生活に支障をきたした者。

(2) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日以内とし、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし、延長の必要がある場合は、7日以内に知事に対し延長手続をとるものとする。

8 避難所の選定

町は、あらかじめ土砂災害危険箇所等の立地条件などを踏まえ、避難所となる施設の管理者の同意を得たうえで、避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。さらに、高齢者等の災害時要配慮者に配慮して、避難生活が長期化することが予想される場合には、被災地以外の地域にあるものを含め、マンパワー等介護に必要な機能を備えた施設（福祉避難所）や旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

また、災害時の避難をより適切、有効なものにするため避難場所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要である。

主な収容場所としては、公立の学校、集会所、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物を応急的に整備して使用するのが適当であるが、これらの適当な施設が得難いときは、野外に仮設物等を仮設し、又はテントを設置するものとする。

災害の状況により、予定した避難所が使用できないときは、町長は、知事又は隣接市町村長と協議して所要の措置を講ずるものとする。

また、町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

※つるぎ町指定緊急避難場所

（資料編：8-2 参照）

9 避難所の管理・運営

- (1) 避難所の運営は、町避難所運営マニュアルを参考に関係機関の協力のもと、適切に行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるものとする。
- (2) 避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- (3) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。
- (4) 避難所では高齢者、障がい者等災害時要配慮者に配慮した施設（福祉避難所）・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身双方の健康状態に十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。
- (5) 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- (6) 避難所での大型動物、危険動物以外のペットの受入れについては、基本的に避難所の屋外に鳴き声、臭気、飛毛対策等を考慮して収容スペースを設けるよう努めるものとする。ただし、補助犬については、他避難者の理解のもと居室への受入れ対策を進めるものとする。また、ペットの世話については、飼育者が責任をもって行うものとする。
- (7) 避難所における感染症対策については、「避難所運営マニュアル（感染症対策編）」に基づき、受付での対応、避難所間のスペースの確保、体調不良者への対応など適切に行うものとする。

10 避難の周知徹底

(1) 避難場所等の周知

町長は、避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得をあらかじめ住民に周知徹底しておくものとする。

(2) 避難勧告等の周知徹底等

避難の勧告又は指示をした者又は機関は、その内容につき広報媒体を通じ、又は町職員等の口頭、広報車、警鐘、サイレンによる信号など直接広報により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、災害時要配慮者に対しては、自主防災組織や民生委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生の恐れがある場合、自らを守るのは自らであるとの原則により、自主防災組織や自治会など地域住民は、避難の勧告等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

(3) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内等における災害時要配慮者関連施設の利用者への避難情報の伝達

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある災害時要配慮者が利用する施設への避難勧告等（洪水予報等を含む）の伝達方法は次のとおりとする。

- ・ IP 告知放送・電話・FAX 等により行い、必要により直接町職員が現場に出向いて周知する。

11 自主避難への対応

住民自らが危険あるいは不安を感じて避難しようとする場合の避難所については、原則として自主防災組織等においてあらかじめ決めておくものとする。ただし、自主避難する場所を確保できない者について町に連絡があった場合には、避難可能な最小限の施設の提供に努めるものとする。

町は、がけ崩れなど前兆現象が出現した場合において、現場周辺住民より自主避難の要望、問合せがあったときは、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じ、円滑な受入れを図るよう関係者（避難所の管理者等）へ連絡、調整を行うものとする。

第8節 救助計画

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

1 基本方針

被災者の救助及び捜索等は、町及び消防機関が警察機関とともに実施するものとする。

2 救助の方法

- (1) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資器材は、原則として、実施機関が携行するものとする。
- (3) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。

3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとするが、対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

- ① 災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため、生死不明の状態にある者
 - ア 火災発生時に火中に取り残された者
 - イ 地震発生時に倒壊家屋の下敷きになった者
 - ウ 水害発生時に家屋と共に流されもしくは孤立した地点に取り残された者
 - エ 山崩れ等により生き埋めとなった者
 - オ 登山等で遭難した者

(2) 期間

災害発生の日から3日以内

(3) 費用

救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

第9節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊出し等については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害発生により本部長が必要と認めた場合は、応急食糧及び副食調味料の供給並びに炊出し等を実施するものとする。ただし、これが実施できない状況の場合は、県等に応援を要請するものとする。

2 物資の確保

(1) 炊出しその他食糧給与のため必要な原材料、燃料等は、町内小売販売業者等から調達するものとする。ただし、災害の状況その他により、現地において確保できないときは、県に輸送又は確保の斡旋を要請するものとする。

(2) 災害救助法に基づく場合

① 上記(1)による現地における確保ができないときは、県に要請して緊急に主食糧を確保するものとする。

② 本町が孤立化した場合においては、本部長は農林水産省中国四国農政局徳島県拠点長（以下「拠点長」という。）に対し食糧の緊急引渡しを要請するものとする。

この場合、あらかじめ知事より与えられた指示に基づき文書（応急食糧緊急引渡要請書）により要請する。

③ 上記②の場合において拠点長に対し連絡が取れないため要請ができない場合に限り、保管倉庫の責任者に対し文書により直接応急食糧緊急引渡しの要請を行うものとする。

※応急食糧緊急引渡要請書

（資料編：15-13 参照）

3 被災者への物資支援

(1) 町は、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し情報共有するなど、速やかな物資支援体制を強化する。

(2) 大規模災害が発生した際には、県の「災害時物流体制確保マニュアル」に基づき、県西部圏域関係機関と連携し、国等からの支援物資を速やかに避難所まで配送する。

4 応援の手続

町本部において炊出し等食糧の給与及び物資の確保ができないときは、次により応援等の要請をするものとする。

(1) 応援の必要を認めた時は、県に応援等の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は直接隣接市町村に要請を行うものとする。応援を要請する時は次の事項を明示して行うものとする。

① 炊き出し実施

ア 所要食数（人数）

イ 炊き出し期間

ウ 炊き出し品送付先

- エ その他
- ② 物資の確保
 - ア 所要物資の種別数量
 - イ 物資の送付先及び期日
 - ウ その他

5 食糧の輸送

必要と認められる場合は、食糧集積地を開設し、ここを拠点として食糧の集積、一時保管及び配送を行うものとする。

なお、食糧輸送については、第19節の「輸送計画」によるものとする。

＜食糧集積予定場所＞

名称	所在地	電話番号
つるぎ町役場	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3	0883-62-3111
半田支所	美馬郡つるぎ町半田字木ノ内136番地1	0883-64-3111
一字支所	美馬郡つるぎ町一字字赤松541番地2	0883-67-2111

6 配給対象者

次の事項を勘案し、配給対象者を決定するものとする。

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住居が全焼、流出、半焼、又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (3) 旅行者、一般家庭への来訪者等の旅客等であって、食糧品の持ち合わせがなく、調達が困難な者
- (4) 被災により一時縁故先に避難する者で、食糧品を喪失し、持ち合わせのない者

7 配給方法

(1) 収容避難所での配給

配給食糧は、収容避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通じて配給対象者へ配給する。

(2) 在宅避難者等への配給

- ① 住居の被害により炊事ができない在宅避難者は、当該地域の指定収容避難所へ登録し、当該収容避難所から②により食糧の配給を受けるものとする。
- ② 食糧の配給を希望する在宅避難者は、所定の収容避難所へ登録し、在宅避難者自らが当該収容避難所で受け取ることを原則とする。
- ③ 収容避難所の運営責任者は、当該収容避難所の避難者のみならず、当該避難圏域内の在宅避難者で、食糧の配給を希望する避難者の数を加えた人数分の食糧の配給を受けることに留意する。
- ④ ②に関わらず、自ら収容避難所へ配給食糧の受け取りに来られない高齢者や身体障がい者等の在宅避難者に対しては、自治会等や近隣の住民、ボランティア等の支援を受けて配給する。

8 炊出し

(1) 炊出しは、自主防災組織、婦人会等の地域奉仕団、自治会、ボランティア等の協力を得て、避難所内の給食施設又は民間の炊飯施設を利用して実施するものとする。

(2) 町長は、町内において炊出しを実施することが著しく困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊

に依頼するものとする。

9 配給数量

- (1) 被災者 1 人 1 食当たり精米 200g
- (2) 災害対策活動部隊 1 人 1 食当たり精米 300g
- (3) 乾パン・麦製品支給の際は、精米換算率 100%とし、又は加配として配給することがある。
- (4) 副食については、定められた費用内で配給できる量とする。

10 食糧給与の費用

食糧給与の費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1 人 1 日あたりの費用は、災害救助法に基づく費用の限度額以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に 3 日以内の食品を現物により支給することができる。

11 食糧給与の期間

災害救助法に基づく食糧給与の期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、延長の必要がある場合は、7 日以内に知事に対し延長手続をとるものとする。

12 食糧給与について必要な簿冊

食糧の供給に当たっては、次に掲げる帳簿を整理し、正確に記入保管しなければならない。

- (1) 炊出し受給者名簿
- (2) 食糧品現品給与簿
- (3) 炊出しその他による食品給与品物品受払簿
- (4) 炊出し用物品借用簿
- (5) 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- (6) 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(資料編：7-1 参照)

第10節 衣料等生活必需品供給計画

被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下にかかげる方針のとおり活動するものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具・燃料等を含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮するものとする。

- 1 災害の発生により本部長が必要と認めた場合は、被災者に対し被服、寝具等の生活必需品その他の物資の給与及び貸与を行うものとする。
- 2 物資輸送については、第19節の「輸送計画」によるものとする。
- 3 町は、必要な品名、数量、送付先等の必要事項を調査し、必要物資を確保するものとする。ただし、町内において確保できない場合は、県に要請して物資を確保するものとする。
- 4 物資の供給等については、厚生部により速やかに配分するものとする。
- 5 物資の集積予定場所は第9節の「食糧集積予定場所」によるものとする。
- 6 災害救助法が適用された場合
 - (1) 支給対象者
災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。
 - (2) 支給物資
支給される物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。
被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

第11節 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水については、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施

被災者に対する飲料水の供給は、町本部が行う。ただし、被害が甚大で、あるいは広域にわたり町本部で対応できない場合は、他の市町村及び関係機関等に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。

2 応急給水

(1) 確保水量

被災者に対する応急給水は、おおむね当初、最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- ① 第1段階（災害発生～3日目）生命維持のため最小限必要量3リットル／人・日
- ② 第2段階（4日目～）飲料水・炊事用水・トイレ用水
- ③ 第3段階（～4週間）飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

(2) 給水方法

応急給水は、次の方法により実施する。

① 運搬給水

主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

② 拠点給水

避難所や浄水場、配水池、消火栓、耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(3) 水質の安全対策

応急給水に使用する資器材については、使用前に洗浄するよう努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認することとする。

特に、井戸水又は渓流水を供給する場合には、煮沸や、塩素消毒の処置等により安全を確保するものとする。

第12節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者及び応急修理をすることができない者等に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理については、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が実施するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- (1) 災害のため住宅が滅失又は半壊（半焼）した被害者のうち、自らの資力で住宅を確保、又は修理できない者に対し、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

(2) 応急仮設住宅

① 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、災害時の状況により次のうちから選定する。

また、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ建設予定地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

ア 被災者所有の土地

イ 被災者の親類、知人等から提供された土地

ウ 国、県、市町村等公共機関の所有地で、住宅建設に適当な土地

エ その他

② 災害救助法適用時の基準

ア 収容の対象

住宅が全壊（焼）又は流失した世帯であって、居住する住宅がないもの
自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

イ 住宅の種類

一般向け

高齢者、身体障がい者向け

ウ 建設の時期

地震災害が発生した日から20日以内に着工

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

- (3) 応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、知事の委任により町長が行う。

(4) 災害救助法適用時の住宅の応急修理の基準

① 対象者

住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない世帯。

② 期間

災害発生の日から1か月以内

③ 範囲

居室，炊事場，便所等日常生活に必要最小限度の部分

3 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は，原則として請負業者が確保するものとするが，災害時における混乱等により確保することができないときは，町が確保について斡旋を行うものとする。

4 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は，労務及び資材の提供に関し，あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

5 野外収容施設の設置

災害により現に被害を受け，又は受けるおそれのある者を収容するため，付近に適当な収容施設があっても被害者の全員を収容し得ないときは，必要に応じ臨時に付近の適当な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

6 公営住宅及び民間賃貸住宅の空き住宅の確保

町は，応急仮設住宅のほか，災害のため住宅を失った世帯に対し，公営住宅の空き住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに，公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会に対し民間賃貸住宅の空き住宅への入居斡旋を依頼する等，住宅の確保に努めるものとする。

第13節 医療助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足もしくは混乱した場合における医療及び助産の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施

被災者に対する医療及び助産は、町本部が実施するが、町本部で実施困難なときは、県、隣接市町村、その他の医療機関の応援により行うものとする。

2 医療救護体制

(1) 初期医療救護体制

① 医療救護所

地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮のうえ、設置するとともに、住民に周知を図る。

② 医療従事者の確保

町立半田病院の医師・薬剤師・看護師が当たるほか、町は、あらかじめ地元医師会と締結した協定により、医療従事者の確保に努める。

※美馬市医師会との災害・事故等時の医療救護に関する協定書 (資料編：15-8 参照)

町は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

ア 必要人員

イ 期間

ウ 派遣場所

エ その他必要事項

③ 業務

医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

ア 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）

イ 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置

エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

オ 助産

カ 記録及び災害対策本部への状況報告

④ 災害救助法が適用された場合

ア 医療及び助産の対象

a 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。

b 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。

イ 医療及び助産の範囲

a 診察

b 薬剤又は治療材料の支給

- c 処置，手術その他の治療及び施術並びに看護
- d 病院又は診療所等への収容
- e 分べんの介助
- f 分べん前及び分べん後の処置
- g 脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 医療及び助産の期間

- a 医療の実施期間は，災害発生の日から14日以内とする。
- b 助産の実施期間は，分べんした日から7日以内とする。

(2) 後方医療救護体制

医療救護所では対応できない中等・重症患者は，各救急医療圏の2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。

2次救急医療機関では対応できない重症・重篤患者は，原則として3次救急医療機関（救命救急センター，大学病院）に収容する。

3 傷病者の搬送

- (1) 傷病者の医療機関への搬送は，原則として美馬西部消防組合及び町が実施するものとする。
- (2) 医療救護所から医療機関，医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で，美馬西部消防組合及び町で対応できない場合は，県，日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

4 医薬品，医療資器材の調達

医薬品，医療資器材は，必要に応じ調達し，備蓄しておくものとする。

5 災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）との連携

町は，医療，保健衛生，介護福祉，薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう，県が配置する当該4分野で構成される災害時コーディネーターと連携を図り，刻々と変化する被災者，避難所及び救護所等の状況を的確に把握し，人材及び資器材の配置を迅速かつ的確に行うものとする。

第14節 防疫計画

被災地における、感染症のまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施

被災地における防疫は、県と連携を図りながら実施する。

2 防疫業務の実施方法

防疫の活動は、次の方法により行うものとする。

(1) 消毒方法

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

(2) ねずみ族・昆虫等の駆除

町は、感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施するものとする。

(3) 生活の用に供する水の供給

町は、感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

3 防疫活動に必要な携行資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

(1) 噴霧器

(2) 消毒薬品

(3) 昆虫駆除薬剤

(4) 検便用資材等

(5) 防疫用薬品資材

4 報告

町長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について管轄保健所を経由して知事に報告するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 防疫活動の状況

(3) 災害防疫所要見込経費

(4) その他

第15節 保健計画

被災地における、被災住民の健康維持を図るための対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 健康管理

被災者に対し次のような保健対策を実施し、被災に伴う健康障害等の予防に努めるものとする。

(1) 健康診断

被災者に対し、収容避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努める。

(2) 巡回保健相談

収容避難所や被災住居等の環境整備や健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談や家庭訪問を行うとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう、訪問指導、健康相談、健康教育等の巡回サービスを実施する。

(3) 予防接種

収容避難所等においてインフルエンザ等の流行を予防するため、予防接種を実施する。

2 食品衛生監視

被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

(1) 救護食品の監視指導及び試験検査

(2) 飲料水の簡易検査

(3) その他食品に起因する危害発生の防止

3 栄養指導等

被災地の状況に応じて必要と認めるときは、保健所職員の協力を得ながら次の活動を行う。

(1) 炊出し、給食施設の管理指導

(2) 患者給食に対する指導

(3) その他栄養補給に関する指導等

4 入浴施設の確保

被害が甚大で、特に上水道等の復旧作業が長期に及ぶ場合は、必要に応じ、次により入浴施設の確保に努めるものとする。

(1) 仮設入浴施設の設置

入浴施設が不足する場合は、避難所等に仮設入浴施設を設置する。

(2) 自衛隊による支援

利用可能スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設による入浴支援を要請する。

(3) その他施設の利用

その他の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用を検討する。

第16節 清掃計画

被災地におけるごみの収集及びし尿処理等の実施は、本計画によるものとする。

1 実施

被災地における清掃業務は、町本部が実施する。ただし、被災甚大等のため、町本部のみで実施できないときは県又は隣接市町に応援を要請して行うものとする。

2 清掃班の編成

清掃班の編成は、災害の状況によりその都度編成するものとする。

(1) ごみ運搬車

ダンプカー等については、民間より借上げるものとする。

(2) 作業員

建設部内及び民間から雇上げるものとする。

3 清掃実施

(1) ごみの処理

清掃班によりクリーンセンター美馬（美馬市脇町新町字鴨地）に集積し処理するものとする。

<ごみの処理施設>

名称	型式	処理能力（日量）	場所
クリーンセンター美馬	准連続燃焼式焼却炉	36 t × 2 基	美馬市脇町新町字鴨地 222

(2) し尿処理

取扱業者のし尿運搬車により、吉野川浄園に集積し処理するものとする。

<し尿運搬車両>

区分	台数（台）
2 t バキューム車	14
4 t バキューム車	2

注）施設自体は車両を持っていないため、持込許可車両を示す。

4 災害廃棄物処理

町は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、それらが大量に発生した場合における仮置き場の設置等についてあらかじめ検討しておくものとする。なお、計画の推進に当たっては、適正処分を確保するため分別と再利用を図り、最終処分量の削減に努めるものとする。また、アスベスト等の有害物資の適切な処理にも努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業員の健康管理のため、適切な処置等を講ずるものとする。

第17節 遺体の捜索及び収容・埋葬計画

災害により死亡した者の遺体の捜索，見分，処理及び埋葬の実施は，本計画の定めるところによるものとする。

1 実施

遺体の捜索，収容及び埋葬は，町長が警察，消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行うものとする。

2 遺体の捜索

遺体の捜索は，次の方法により行うものとする。

(1) 実施方法

- ① 遺体の捜索は，町長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。
- ② 遺体の捜索は，災害により現に行方不明の状態にあり，かつ，周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

(2) 応援の要請等

町において被災その他の事情により実施できないとき，又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては応援の要請を行うものとする。

(3) 災害救助法適用時の基準

① 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

② 費用の範囲

舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費，修繕費及び燃料費等とし，当該地域における通常の実費とする。

3 遺体の見分処理

町長は，遺体を発見したときは，すみやかに所轄警察署に連絡し，その見分を待って次の方法により処理するものとする。

(1) 処理

- ① 遺体の洗淨，縫合，消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案（遺体についての死因その他についての医学的検査を行う）

(2) 災害救助法適用時の基準

① 遺体の処理期間

災害発生の日から原則10日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。

② 費用の範囲

遺体の検案，洗淨，縫合，消毒等の処置のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

4 遺体の埋葬

災害により死亡した者で、町長が必要と認めたときは応急的に土葬又は火葬に付するものとする。
なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬するものとする。
- (3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。
- (4) 埋葬実施が、町本部で対応できない場合は、他の市町村等に応援を要請するものとする。
- (5) 災害救助法適用時の基準
 - ① 埋葬期間
災害発生の日から10日以内とする。
 - ② 費用の範囲
棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、土葬又は火葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）
- (6) 火葬場の所在及び名称

美馬郡つるぎ町貞光字せせらぎ1番地 美馬西部共立火葬場組合 せせらぎの風

第18節 障害物の除去計画

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去の実施については、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

- (1) 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。
- (2) 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町単独で実施困難のときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。
- (5) その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

2 機械器具の調達

町長は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者等に要請し、必要な機械器具の調達に努めるものとする。

3 所要人員の確保

町長は、災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は建設業者等に要請し、人員の供給を受けるものとする。このほか、必要に応じ地区民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

4 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとするが、対象等は次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者

(2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第19節 輸送計画

被災者、災害応急対策要員の輸送及び災害応急対策用物資、応急対策用資機（器）材等の輸送等（以下「災害輸送」という。）は、本計画の定めるところによる。

1 災害輸送

(1) 輸送の方法

災害輸送は、次の種別のうち適切な方法によるものとする。

- ① 貨物自動車等による輸送
- ② 鉄道による輸送
- ③ 船艇による輸送
- ④ ヘリコプターによる輸送
- ⑤ 作業員等による輸送

(2) 輸送力の確保

① 確保順位

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の所有車両等
- ウ 営業者所有の車両等
- エ その他の自家用車両等

② 町本部内輸送力の配分

輸送を必要とする町本部の各部は、次の事項を明示して、総務部へ要請するものとする。

- ア 輸送区間
- イ 輸送力の種類（自動車、鉄道等）
- ウ 輸送量又は車両等の台数
- エ 所要時間
- オ その他の条件

③ 空中輸送

災害時に一般交通が途絶し、緊急に空中輸送が必要なときは、県支部を経由し又は直接県本部に要請するものとする。

④ 作業員等による輸送

車両等による輸送が不可能な時は、作業員等の人力による輸送を行うものとする。

2 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送の範囲

① 被災者を避難させるための輸送

- ア 町本部長の指示に基づく避難のための輸送
- イ 被災者を誘導させる人員等の輸送

② 医療及び助産のための輸送

- ア 重傷患者で医療班で処理できない者の輸送

- イ 医療班の仮設する診療所への患者輸送
- ウ 医療関係者の輸送
- ③ 被災者救出のための輸送
 - ア 救出のため必要な人員，資材等の輸送
 - イ 救出した被災者の輸送
- ④ 飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員，その他機械器具，資材の輸送
- ⑤ 救助用物資の輸送
 - ア 被災者に支給する被服，寝具，その他生活必需品，炊出用食糧，学用品
 - イ 救助に必要な医療衛生材料，衣料品等の輸送
- ⑥ 遺体の捜索のための輸送
 - 遺体捜索のため必要な人員，資材の輸送
- ⑦ 遺体処理のための輸送
 - ア 遺体処理のための医療班員，あるいは衛生材料等の輸送
 - イ 遺体を移動させるため必要な人員，遺体の輸送

(2) 応援要請

車両等が不足する場合は，次の事項を明示し，県等に応援を要請するものとする。

- ① 輸送の種類及び輸送物資の内容
- ② 輸送区間又は距離
- ③ 輸送を要する物資等の数量，積載台数等
- ④ 輸送を実施する期間
- ⑤ 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- ⑥ 輸送を必要とする理由
- ⑦ その他

(3) 輸送の期間

災害救助法に基づく輸送の期間については，それぞれの救助に認められた期間とし，その他の輸送については，本部長が必要と認めた期間とする。

※町有自動車数

(資料編：12-3 参照)

第20節 労務供給計画

災害応急対策の実施が町本部、消防機関及びボランティア等の動員のみでは労働的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇い上げは、本計画の定めるところによる。

1 実施

町本部各部において、必要所要人数を総務部長に要請するものとする。総務部長は、作業員等の確保を行い、要請人数を割り当てるものとする。

2 災害救助法による基準等

災害救助法による対策実施のための作業員雇い上げの範囲、その他の基準等は次による。

(1) 作業員雇い上げの範囲

- ① 被災者避難のための作業員
- ② 医療及び助産の移送
- ③ 罹災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理、輸送及び配分
- ⑥ 遺体の捜索及び処理（埋葬を除く）

(2) 上記以外の救助作業のため作業員の必要が生じたときは、県支部又は直接県本部に範囲外作業員の雇い上げについて、次の事項を明示して要請するものとする。

- ① 作業員の雇い上げを要する目的又は救助種目
- ② 作業員の所要人数
- ③ 雇い上げの期間
- ④ 雇い上げの理由
- ⑤ 雇い上げを要する地域

(3) 作業員雇い上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(4) 作業員雇い上げ可能者

作業員の雇い上げは、一般作業員又は日雇い労務者とし、職業安定所の供給可能求職者より供給するが、不足を生じる場合は県下各地域の職業安定所から充当するものとする。

(5) その他

土木の応急復旧作業等でその内容が請負等に付することを相当とするような場合においては、請負等の方法によるものとする。

第 21 節 道路交通の応急対策計画

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

交通規制・措置命令の実施は、次の区分によって行うものとする。

区分	実施者	範囲
交通規制	道路管理者 (国 県 町 西日本高速道路株)	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	警察 (公安委員会 警察署長 警察官)	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するため必要があると認める場合。 <small>(災害対策基本法第 76 条)</small> 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 <small>(道路交通法第 6 条第 1 項)</small> 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合。 <small>(道路交通法第 6 条第 4 項)</small>
措置命令	災害派遣を命ぜられた自衛官・消防職員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)

注) 道路管理者と警察は密接な連絡をとり、適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

2 実施要領

(1) 道路管理者

災害により道路、橋梁等の道路施設に危険が予想されるときは、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。

(2) 町対策本部

町以外の者が管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、直ちに警察署長に通報し、道路交通法に基づく規制を実施し又は町対策本部が災害対策基本法第 60 条により避難の指示をし又は同法第 63 条により警戒区域を設定し立ち入りを規制もしくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合、出来る限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡し、正規の規制を行うものとする。

3 交通規制の周知

実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

4 緊急輸送の確保

町対策本部は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するために、道路管理者及び警察機関と密に連絡しなければならない。

5 緊急通行車両等の事前届出

県公安委員会が定めた「緊急通行車両の事前届出制度」に基づき、緊急車両として使用する車両の事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておき、災害時に速やかに確認事務が行われるようにするものとする。

6 緊急通行車両の確認

県公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づき、緊急輸送等を行う車両以外の通行を禁止し又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行うものとする。

(1) 緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている車両の確認

災害発生時に届出済証を最寄りの警察署や検問所等に提出すれば、確認に必要な審査が省略され、直ちに緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両標章が交付され、公安委員会が通行の禁止及び制限を実施している区域等（緊急輸送ルート）において、災害応急対策活動が実施できる。

(2) 緊急通行車両事前届出済証の交付を受けていない車両の確認

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を県（危機管理部局）又は県公安委員会（県警察本部又は警察署）に提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

(3) 緊急通行車両として確認される車両

緊急通行車両は、次のいずれかに従事する車両をいう。

- ① 警報の伝達、避難の勧告及び指示に使用するもの
- ② 消防、水防その他応急措置に使用するもの
- ③ 被災者の救護、救助その他の保護に使用するもの
- ④ 被害を受けた児童及び生徒の教育に使用するもの
- ⑤ 施設及び設備の復旧に使用するもの
- ⑥ 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に使用するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通規制その他の災害地における社会秩序の維持に使用するもの
- ⑧ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に使用するもの

7 道路の応急復旧

(1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路をすみやかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

(2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力要請、又は必要に応じ知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

※主要交通途絶予想箇所一覧表

(資料編：12-1 参照)

※荷重制限橋梁の状況

(資料編：12-2 参照)

第22節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。

2 児童生徒の安全確保

- (1) 児童生徒の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- (2) 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒の安全確保に努めなければならない。
- (3) 精神的又は心理的ストレスを受けた児童生徒に対してカウンセリング指導を行う。

3 文教施設の災害応急対策

(1) 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は、復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。

なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

(2) 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまず復旧を行うものとする。

4 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、平常授業の早期再開に向け、努力するものとする。

特に児童・生徒の収容場所を確保するために、隣接学校の余裕教室（特別室・講堂・体育館等）利用計画、公民館、神社、寺院等の公共的施設の利用計画を確立するとともに、学校自体が救済施設として他の団体から臨時の利用を申し出られた場合の授業確保計画を樹立しておくものとする。

5 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- (1) 避難場所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

6 教材・学用品の調達

- (1) 各学校において、貸し出し得る教材学用品のリストを作成しておくものとする。
- (2) 教材学用品の輸送手段を確保しておくものとする。
- (3) 教材及び学用品業者へ緊急連絡できる体制を確立しておくものとする。

7 給食の実施

(1) 現に学校給食を実施している学校

① 物資の確保

公益財団法人徳島県学校給食会（以下「学校給食会」という。）の保管する物資の特別配送，一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。

② 施設・設備の整備

文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて，学校給食の早期開始に努めるものとする。

(2) 学校給食を実施していない学校

生徒の給食を必要とする場合には，応急施設をつくり，学校給食会が保有する物資を特別配送して，給食の早期開始に努めるものとする。

8 教職員の確保対策

災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で，学校内において操作ができないときは，隣接学校等に応援を要請し，なお不足する場合はそれぞれの教科に応じ，指導主事等の派遣を県教育委員会に依頼し教科指導に当たるものとする。

9 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には，受入れ可能な学校において，受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取扱い，転入学を円滑に行うものとする。

10 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は，知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。

(1) 学用品の給与

住家の全壊（焼），流失，半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し，就学上支障のある小学校児童，中学校生徒及び高等学校等生徒に対し，次に掲げる品目の範囲内で学用品を給与するものとする。

① 教科書（教材を含む）

② 文房具及び通学用品

(2) 期間

教科書については災害発生の日から1か月以内，文房具及び通学用品については災害発生の日から15日以内とする。

11 就学援助費等の支給

- (1) 町長は、災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。また、既に準要保護に認定されている小学校児童及び中学校生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学援助費を再支給するものとする。
- (2) 災害により、特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

12 文化財応急対策計画

文化財は、地域の歴史的な変遷や文化の進展等を理解する貴重な遺産である。このため、災害後は文化財の棄損等の状況の把握に努め、関係機関への連絡を行うとともに、適切な措置を講ずるものとする。

(1) 被災の報告

文化財が被災した場合は、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。

(2) 被災時の措置

町教育委員会は、前項の報告を受けたときは、被災文化財の状況を確認し、被害の拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、関係機関に連絡し応急措置を講じるよう指示する。所有者又は管理者は、この指示に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第 23 節 義援金品配分計画

住民及び他自治体等から被災者にあてに寄託された義援金品の配分は、本計画の定めるところによるものとする。

1 義援物資の取扱いに関する広報

町は、必要に応じ、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資等の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

2 義援金品の受付

義援金品は、厚生部に受付窓口を設置し、受け付けるものとする。

3 義援金品の配分及び輸送

義援金品は、厚生部が日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

4 義援品の保管場所

義援品の保管場所は、第 9 節の「食糧集積予定場所」によるものとする。

第 24 節 ボランティア団体等の協力体制計画

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想されるため、つるぎ町社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを設置し、必要な人員を確保するよう努める。

各種NPO・ボランティア団体等の協力体制について、県、市町村及び防災関係機関等が実施すべき事項は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

町は、各種NPO・ボランティア団体等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

2 ボランティアの受入れ

町は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行うとともに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう務める。

3 ボランティア団体等の活動

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

4 ボランティア支援体制の確立

社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

5 自主防災組織間の協力体制の確立

自主防災組織は、隣接する自治会において災害が発生した場合、次の活動に対し協力を行うものとする。

- (1) 地域災害情報の収集及び伝達
- (2) 初期消火
- (3) 救出・救護
- (4) 避難誘導
- (5) 給水給食及び生活必需品の配布
- (6) 避難所の開設・運営

第 25 節 要配慮者救護計画

町は、災害発生時において、介護士等の活動が円滑に実施されるよう災害時コーディネーターと連携を図り、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の災害時要配慮者に配慮した災害応急対策を実施するものとする。

1 社会福祉施設入所者等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入に努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、県及び町等に支援を要請するものとする。
- (4) 町は、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

2 高齢者及び障がい者等に係る対策

- (1) 被災した高齢者及び障がい者等の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 被災した高齢者及び障がい者等の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 避難所や在宅における高齢者及び障がい者等のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じるものとする。

3 児童等に係る対策

- (1) 保護者のいない児童等の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- (2) 掲示板、広報誌、報道機関の協力等により、要保護児童等を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

4 外国人等に対する対策

- (1) 被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

第 26 節 消防計画

火災に対する緊急災害対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施

- (1) 災害が発生した場合の消防活動は、町長が実施する。
- (2) 町長は、本町に特殊火災等が発生し必要と認めるときは、知事に対し自衛隊の出動を依頼し、又は他の都道府県知事に対し応援を求めるものとする。

2 消防活動の体制

- (1) 異常乾燥注意報、その他火災が発生するおそれがある場合は消防団本部より各分団へ必要な警戒体制を命令する。
- (2) 火災が発生した事を察知した者は直ちに消防機関に通報する。

3 指揮系統

- (1) 消防団員の招集及び出動命令は、消防団長（団長事故ある場合は副団長）より命令する。
- (2) 火災が発生した場合において必要があるときは、本団の命令を受けることなく、所属分団員に対し分団長より命令することができる。
- (3) 各分団は相互に協力するとともに必要がある場合は応援を求めるものとする。

※消防団の編成 (資料編：5-1 参照)

※消防団（水防団）組織表 (資料編：5-2 参照)

4 施設の整備

水利の不足する地域については、すみやかに防火水槽の設置を行うものとする。
また、災害時における消防の通信連絡を確保するため、消防用無線通信設備の整備を図るものとする。

※消防施設の現況 (資料編：5-3 参照)

5 機械器具の点検

分団長の責任において、毎月 1 回以上機械器具の点検及び放水試験等を行う。

6 火災予防

町長又は消防団長は、火災を予防し、住民の生命及び財産を火災から保護する目的のもとに防火査察を強化実施するとともに、広報紙等を通じ常に住民の防火意識の高揚に努めることとする。

7 火災等の予、警報

火災が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき、又は関係機関より予、警報の通知を受けたときは、次の要領により通報する。

(1) 火災等の予, 警報発令

住民に対し, IP 告知放送, サイレン, 打鐘, 掲示板, 口頭等適切な手段をもって周知し, 分団長は適宜人員を待機させる。

(2) 火災等の予, 警報解除

発令と同要領によって行う。

※打鐘, サイレン信号要領表 (火災)

(資料編 : 5-8 参照)

8 警察官との相互協力

警察及び消防団は放火又は失火の絶滅, その他災害による被害軽減等の共同使命の達成のために相互協力するものとする。

(1) 消防業務のため, 警察通信施設を使用することができる。

(2) 消防機関及び警察は災害防御処置について, 事前あるいは状況に応じて協定する。

(3) 消防団員は, 必要に応じて消防警戒区域の設定について, 警察官に対し援助の要求ができる。

第27節 相互応援協力に関する計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、他の市町村及び県、指定地方行政機関等と協力して災害対策活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立しておくものとする。

1 応援協力の要請実施者

災害対策本部長は、災害の種別により、必要と認める関係機関等へ応援要請するものとする。

なお、本部長が不在の場合は、本部長があらかじめ指名した者により行うものとし、次の順位によるものとする。

- | | |
|------|--------|
| 第1順位 | 副町長 |
| 第2順位 | 教育長 |
| 第3順位 | 危機管理課長 |

2 応援を要請する場合

- (1) 本町の災害対策機能が停止又はそれに近い状態になったとき
- (2) 本町の災害対策活動だけでは不十分なとき
- (3) 本町の災害対策活動によるよりも他の防災機関の活動が迅速で、しかも効果がある場合
- (4) その他特に必要と思われるとき

3 応援協力等の要請

本部長は県等に応援を求める必要があると認める場合は、次の事項を文書をもって明確に伝えて要請するものとする。ただし、事態が切迫して文書によることができない場合には、電話等によるものとするが、事後文書を提出するものとする。

(1) 県に災害救助法の適用又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助処置及びとろうとする処置
- カ その他必要な事項

② 応援要請

- ア 災害の状況及び応援の理由
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

(3) 指定地方行政機関等の職員派遣あつせんを県に求める場合

- ① 派遣のあつせんを求める理由
- ② 派遣のあつせんを求める職員の職種別，人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の条件
- ⑤ その他職員のあつせんについて必要な事項

(4) 他の市町村への応援要請

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を必要とする活動の具体的内容
- ③ 応援を希望する物資，資材，機械，器具等の品名及び数量
- ④ その他必要な事項

4 各関係機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

- ① 他の機関から応援を求められた場合は，応急措置の実施遂行に支障のない限り協力し合うものとする。
- ② 各機関の協力業務の内容は，第1章第8節「防災関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱」に定めるものとし，協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
- ③ 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ，事前に協議をするものとする。

(2) 経費の負担

- ① 国，県又は他の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法に定めるところによるものとする。
- ② 指定公共機関等から協力を受けた場合の経費の負担については，その都度あるいは事前に相互に協議し定めるものとする。

第 28 節 自衛隊派遣要請計画

自衛隊に対する災害派遣要請は、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態が止むを得ない場合で、おおむね次のような活動を必要とする場合とする。

(1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 行方不明者、傷病者等の搜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

(4) 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

(5) 道路、鉄道路線等交通上の障害物の排除

道路、鉄道路線等交通上の崩土等障害物の除去（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 応急医療・救護及び防疫支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援（薬剤等は町が準備）

(7) 人員物資の輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 炊飯及び給水の支援

被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援

(9) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

(10) 消火活動

火災に対して、消防機関に協力しての空中及び地上消火活動

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令(昭和 33 年総理府令第 1 号)」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与

(12) その他

必要により、自衛隊の能力で対処可能な事項（通信支援、宿泊支援等）

2 災害派遣要請要領

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次に掲げる項目の内容を記載した文書により災害派遣要請を依頼するものとする。

ただし、事態が切迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 町長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により前項に掲げる依頼を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

なお、町長は、上記通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

(3) 災害派遣要請部隊等の連絡窓口

- ① 陸上自衛隊第 14 旅団長（香川県善通寺市）
- ② 海上自衛隊徳島教育航空群司令（板野郡松茂町）
- ③ 海上自衛隊第 24 航空隊司令（小松島市）
- ④ 陸上自衛隊第 14 施設隊（阿南市）

第 3 部 TEL:0877-62-2311 内線 2235
司令部 TEL:088-699-5111 内線 3213
幕僚室 TEL:0885-37-2111 内線 213
隊本部 TEL:0884-42-0991 内線 230

3 災害派遣部隊等の業務

災害派遣部隊等は、知事及び町長、警察、消防機関その他関係機関等と緊密に連絡し、応急措置の実施に努めるものとする。

4 受入体制の整備

(1) 自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。

(2) 自衛隊に対し、作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。

- ① 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
- ② 派遣部隊の活動に対する協力
- ③ 派遣部隊及び県と本町との連絡調整

5 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣部隊等が派遣目的を達したときは、派遣部隊の長その他関係機関と協議のうえ、速やかに知事に対し撤収の要請を依頼する。

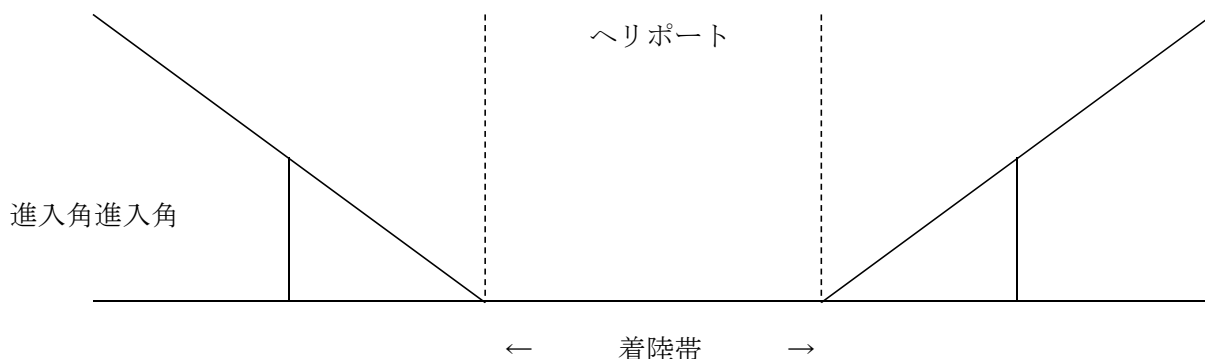
6 災害対策用ヘリポートの設置

町長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着地適地を選定し、県に通知しておくものとする。

※災害対策用ヘリコプター降着地適地一覧表（資料編：12-5 参照）

(1) ヘリポートの選定基準

- ① 地表面は平坦でよく整理されていること。
- ② 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。
- ③ 所要の地積があること。
- ④ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）。



<ヘリポートの最小限所要地積>

機種	着陸帯（直径）	進入角	摘要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から 50m 以内に 10m 以上の障害物がないこと。
中型 "	50m	8°	ヘリポートの外縁から 70m 以内に 10m 以上の障害物がないこと。
大型 "	100m	6°	ヘリポートの外縁から 100m 以内に 10m 以上の障害物がないこと。

(2) ヘリポートの標示の方法は、次のとおりとする。

- ① 上空から確認できる風向標示の旗をたてる、又は、発煙筒を用意すること。
- ② 着陸地点に石灰、白布等でHの記号を標示すること。
- ③ 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。

(3) 危険防止のため、次のことに留意するものとする。

- ① 離着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。
- ② 着陸地点附近に物品等異物を放置しないこと。
- ③ 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。

(4) 生存者の使用する対空目視信号は、次によるものとする。

- ① 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

※生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことにより地上に標識をつけたりするものがある。

- ② 記号は 25m 以上とすること。
- ③ 他の記号との混合をさけるために、「対空目視信号一覧表」に掲げるとおり正確に記号を作るように注意すること。
- ④ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

⑤ 無線機, 火煙, 反射光のようなその他の方法により, 注意を引くためあらゆる努力をすること。

(5) 地上捜索隊の使用する対空目視信号の記号

記号が使用される場合には, それらの記号はそれぞれ通報内容に掲げる意味を有するものとしなければならない。

※対空目視信号一覧表 ①生存者の使用する対空目視信号 (資料編: 12-6①参照)

※対空目視信号一覧表 ②地上捜索隊の使用する対空目視信号 (資料編: 12-6②参照)

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件作りを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、町は、南海トラフ地震などに被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、あらかじめ復旧・復興の手順を理解するとともに、震災復興体制を構築するなど、「徳島県復興指針」に基づき、平時からの「準備」や「実践」である「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

1 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性等を勘案しつつ、迅速な現状復帰を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を定めるものとする。また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国や他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

2 迅速な現状復旧

町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能なかぎり改良復旧を行うものとする。

3 災害廃棄物の処理

町は、災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、適正な処理を行うものとする。

4 暴力団排除の徹底

町は、県警察と連携し、復旧・復興事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

町民・事業者等は、復旧・復興事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の 신설又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 地すべり防止施設
(5) 急傾斜地崩壊防止施設 (6) 道路 (7) 公園 の各施設

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 漁業用施設 (4) 共同利用施設の各施設

3 教育施設災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

6 都市施設災害復旧事業計画

7 住宅災害復旧事業計画

8 社会福祉施設災害復旧事業計画

9 官庁建物等災害復旧事業計画

10 その他の公共施設災害復旧事業計画

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事及び町長の報告、提出の資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
- (11) 上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (12) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者支援施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ⑥ 土地改良区等の行う湛水排水事業に対する補助
 - ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に対する特別の助成
- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助措置
- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ⑤ 水防資器材費の補助の特例
 - ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ⑧ 公共土木施設，公立学校施設，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活確保

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

1 災害弔慰金等の支給、貸付

町は、「つるぎ町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

① 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

② 支給額

生計維持者 500 万円以内

その他の者 250 万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

① 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

② 支給額

生計維持者 250 万円

その他の者 125 万円

(3) 災害援護資金の貸付

① 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

② 貸付限度額

ア 世帯主の1か月以上の負傷 150 万円～350 万円

イ 住居又は家財の損害 150 万円～350 万円

③ 利率

保証人を立てる場合 無利子

保証人を立てない場合 年 1.5%（据置期間は無利子）

④ 据置期間

3 年（特別の事情のある場合は5 年）

⑤ 償還期間

10 年（据置期間を含む）

⑥ 償還方法

年賦又は半年賦

2 生活福祉資金の貸付

(1) 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

(2) 貸付目安額 150 万円

住宅の全・半壊などで復旧費用が 150 万円以上必要な場合は、条件により限度額 350 万円以内

(3) 貸付条件

- ① 据置期間 6 か月以内
- ② 償還期間 7 年以内
- ③ 連帯保証人を立てる場合 無利子
連帯保証人を立てない場合 年 1.5% (据置期間は無利子)
- ④ 保証人原則として同一県内に居住していること
- ⑤ 償還方法年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還

(4) 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し民生委員、あるいは町の社会福祉協議会へ申し込む。

3 生活相談

町は、災害により被害を受けた住民が速やかに再起更正できるよう、役場内に臨時生活相談窓口を設置し、被災者に対する迅速かつ正確な相談業務が行われるよう努めるものとする。

なお、生活相談窓口においては、職業斡旋、弔慰金等の支給、各種資金の貸付など被災者の生活安定のための生活相談を行うものとする。

4 罹災証明書の交付等

(1) 体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(2) 災害時の対応

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書の交付をする。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

5 雇用機会の確保

被害を受けた住民が、その痛手から早急に再起更正できるよう、次により被災者の雇用機会の確保を図るものとする。

(1) 生活相談窓口の活用

生活相談窓口において、離職者のための相談業務を行うとともに、離職者の状況を把握する。

(2) 徳島労働局への要請等

町は、(1)により把握した離職者の状況について、徳島労働局に報告するとともに、必要と認められる場合は、徳島労働局に対し次の事項を要請する。

- ① 被災者のための公共職業安定所の臨時窓口の町内への設置
- ② 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

6 租税の減免等

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、「つるぎ町税条例」に基づき、町税の納税緩和措置として、納入等の期限の延長、減免等を行う。

第2編 風水害対策編

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害予防計画

1 水害予防計画

(1) 治水対策

洪水等による水害を予防するため、河川改修等の施設整備を推進し、災害の防除軽減を図るものとする。

(2) 危険区域の巡視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、台風襲来のおそれがあるときは、消防機関その他防災関係機関は、危険区域をはじめ、予想危険区域を巡視し、適切な措置を講ずるものとする。

河川のうち特に危険が予想される区域（重要水防区域）をはじめ、洪水により被害を受けるおそれのある区域を常に巡視するとともに、異常時においては台風情報等に基づき、巡視員を派遣して警戒にあたるものとする。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、浸水想定区域について当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するうえで必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(4) 水防活動とハザードマップ等の作成

町は、消防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。

ハザードマップは、浸水（内水）想定区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたもので、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等と併せ、配布するなどして住民等に周知するものとする。

(5) 警戒レベルととるべき行動の更なる理解促進

町は、避難に関する情報の意味（安全な親戚・知人宅等への避難、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」等）の理解促進に努める。

町は、ハザードマップ等の配布等に際して、地域の災害リスク等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

(6) その他の対策

流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用について、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進める。

2 風害予防計画

(1) 保安林整備計画

風害防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の防除軽減を図るものとする。

(2) 農作物の被害予防対策

風害を予防するため、防風垣や防風林等の設置、強化を図るものとする。

栽培面では、作期の移動、分散、適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止を図るものとする。

(3) 通信施設の防災対策

電気通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

第2節 火災予防計画

住民に対する防火思想の普及高揚及び民間防火組織の育成に努め、効果的な火災予防行政を展開することによって火災の未然防止を図る。

1 火災予防の徹底

町は、出火防止等を重点とした消防広報及び講演会の開催、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、火災予防週間における広報車等による火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより、出火した場合における初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

2 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

(1) 自主防災組織の育成

住民自らが出火防止、初期消火、被害者の救出・救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、災害を最小限に止め、災害の拡大を防止することを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

(2) 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

3 林野火災に強い地域づくり

林野火災を防止するため、気象情報の迅速かつ的確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資器材の備蓄促進を図る。

(1) 林野火災予防のため、防火帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 防火管理施設の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用制限の徹底を図り、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

第3節 雪害予防計画

平成26年12月の雪害を教訓に、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩れ等による家屋の被災、さらには孤立集落の発生など雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図るものとする。

1 町内の国道及び県道については、県の定める徳島県雪害防止対策要綱に基づき除雪が行われるが、町道については、路線の優先順位を次の基準により定め、交通の確保に努めるものとする。

- (1) 消防自動車、救急車等の通行路確保
- (2) 通勤、物資輸送路の確保
- (3) 学校、役場等の公共施設に通じる路線の確保
- (4) 集落と主要道路間の確保
- (5) その他緊急に必要とする路線の確保

2 資機材の調達

除雪に必要な資器材の確保に当たっては、必要に応じ県に斡旋等を要請するものとする。

第4節 気象業務整備計画

警報、注意報及び気象情報等の速やかな伝達を行い、防災関係機関相互の連絡を密にし防災対策の適切な実施を図るものとする。

1 徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量，風速等の予想値を時間帯ごとに明示して，基本的に市町村単位である二次細分区域ごと（つるぎ町は「つるぎ町半田・貞光」と「つるぎ町一字」に分割）に発表される。

（数値は，予想される気象要素値である）

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合，その旨を警告して行う予報
警報	大雨，洪水，大雪，暴風，暴風雪，波浪，高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合，その旨を警告して行う予報
注意報	大雨，洪水，大雪，強風，風雪，波浪，高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に，その旨を注意して行う予報

(1) 特別警報

種類	発表基準（つるぎ町）
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され，もしくは，数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により，大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により，暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により，雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6以上の大きさの地震動が予測される場合

(2) 警報

種類		発表基準（つるぎ町）
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で 20m/s 以上と予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上と予想される場合。
	大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、 つるぎ町半田・貞光 表面雨量指数基準 17 以上 土壌雨量指数基準 113 以上のいずれかが予想される場合。 つるぎ町一字 表面雨量指数基準 18 以上 土壌雨量指数基準 146 以上のいずれかが予想される場合。
	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、12 時間の降雪の深さが山地を除く地域では 20cm 以上、山地（標高が概ね 500m 以上）の地域では 30cm 以上と予想される場合。
※地面現象警報 （土砂災害警戒情報）		<p>大雨，大雪等による山崖崩れ，地すべり等の地面現象等により重大な災害が起こるおそれがある場合。</p> <p>土砂災害警戒情報は，大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し，土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文書と図を組み合わせた情報として作成・発表する。</p> <p>土砂災害警戒情報の内容は，タイトル，情報番号，発表時間，発表者名，発表対象地域名，情報文，今後の大雨による土砂災害危険度及び数時間内の最大 1 時間雨量の推移，文章を捕捉する図を含む。</p>

種類	発表基準（つるぎ町）
(参考) 高潮警報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあり、具体的には、小松島港の潮位が、東京湾平均海面(TP)上 1.9m 以上と予想される場合。
(参考) 波浪警報	風浪，うねり等によって，重大な災害が起こるおそれがあり，具体的には，有義波高が 6.0m 以上と予想される場合。
※浸水警報	大雨，長雨等による浸水によって，重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報	<p>大雨，長雨等による洪水によって災害が起こるおそれがあり，具体的には つるぎ町半田・貞光</p> <p>流域雨量指数基準：貞光川流域＝28 以上 半田川流域＝17.4 以上</p> <p>複合基準：貞光川流域＝（5，27.6） 半田川流域＝（13，15.6） 吉野川流域＝（5，103.2） のいずれかが予想される場合。</p> <p>つるぎ町一宇 流域雨量指数基準貞光川流域＝25.1 以上 が予想される場合。</p>

(3) 注意報

種類		発表基準（つるぎ町）
気象 注意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には つるぎ町半田・貞光 表面雨量指数基準 7以上 土壌雨量指数基準90以上 のいずれかが予想される場合。 つるぎ町一字 表面雨量指数基準 13以上 土壌雨量指数基準116以上 のいずれかが予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあり、具体的には、12時間の降雪の深さが山地を除く地域では5cm以上、山地（標高が概ね500m以上の地域）では15cm以上と予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には、視程が陸上100m以下と予想される場合。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には、最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、 ①降雪の深さが20cm以上 ②最高気温7℃以上（注3） ③降水量10mm以上 のいずれかが予想される場合

種類		発表基準（つるぎ町）
気象 注意 報	着雪注意報	着雪によって、被害が起こるおそれがあり、具体的には、気温 $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ の条件下で、24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。
	霜注意報	晩霜によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、晩霜期を対象とし、最低気温が 4°C 以下と予想される場合。
	低温注意報	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想され、具体的には、最低気温が -3°C 以下（注3）と予想される場合。
※地面現象 注意報		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
(参考) 高潮注意報		台風等による海面の異常上昇により災害が起こると予想され、具体的には、小松島港の潮位が東京湾平均海面(TP)上1.4m以上と予想される場合。
(参考) 波浪注意報		風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあり、具体的には、有義波高が3m以上と予想される場合。
※浸水注意報		大雨、長雨等による浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報		<p>大雨、長雨等による洪水によって災害が起こるおそれがあり、具体的には つるぎ町半田・貞光 流域雨量指数基準：貞光川流域=22.4以上 半田川流域=13.9以上</p> <p>複合基準：貞光川流域=（5, 17.9） 半田川流域=（5, 13.9） 吉野川流域=（5, 74.2） のいずれかが予想される場合。</p> <p>つるぎ町一宇 流域雨量指数基準：貞光川流域=20以上 が予想される場合。</p>

(4) 指定河川はん濫注意情報

種類	発表基準
吉野川 はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意情報は、はん濫等より災害の発生するおそれがあり、基準地点（池田，岩津，中央橋，第十）水位がはん濫注意水位に達し、さらに水位上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。[吉野川洪水予報実施に関する細目協定（平成19年4月）による]

(5) 指定河川はん濫警戒警報

種類	発表基準
吉野川 はん濫警戒警報 (洪水警報)	はん濫警戒情報は、はん濫等により国民経済上重大な損害を生じるおそれがあり、基準地点（池田，岩津）水位がはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに、徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。[吉野川洪水予報実施に関する細目協定（平成19年4月）による]

- 注1 ※を付した注意報・警報は、これらの表題は用いないで、気象注意報・気象警報に含めて行う。
- 注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。
- 注3 気温は徳島地方気象台の値を示す。
- 注4 注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報、又は警報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるときまで継続される。
- 注5 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち、水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報を、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報を、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

(6) 注意報・警報文の構成

- ① 発表年月日 時分及び発表気象官署名発表時刻は、24時制とする。
- ② 見出し文 注意、警戒を要する事項について簡潔に記述する。
- ③ 本文 原則として次に掲げる事項を内容とし、努めて簡明に表現する。
 - ア 予想される異常気象等の原因、現在の状況及び今後の推移
 - イ 予想される異常気象等の起こる時刻、影響する区域及びその程度
 - ウ 災害の予想される時刻、場所及び程度

(7) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報発令中に土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、徳島地方気象台と徳島県が共同で発表する。

(利用上の注意点)

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜等における植生・地質・風化の程度等の特定や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生場所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではない。

以上の表現は、重大な土砂災害の危険性が高まった場合にのみ発表するため、防災関係機関はより一層厳重な警戒を行うものとする。

(8) 気象情報

大雨や強風等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を加え、警報や注意報に先立って発表する気象情報(予告的情報)、注意報・警報を補完する気象情報(補完的情報)等を文章や図形式で「大雨に関する徳島県気象情報」等の名称で注意や警戒をする旨発表する。

① 警報や注意報に先立って発表する気象情報(予告的情報)

② 注意報・警報を補完する気象情報(補完的情報)

③ 大雨に関する気象情報

ア 記録的短時間大雨情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で1時間に降った雨量(アメダス解析雨量)が、下表基準雨量を超えた場合、記録的短時間大雨情報又は記録的短時間大雨を見出し文に用いて警報を発表し、より一層の警戒を喚起する。

イ 記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部	1時間降水量	110ミリ
徳島県南部	1時間降水量	120ミリ

(9) 台風予報、台風情報

① 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋(東経100度～東経180度、赤道～北緯60度)上に存在する台風について、位置、大きさ、強さ等の実況及び24時間先までの進路予報を3時間ごとに、72時間先までの進路予報を6時間ごとに発表するとともに、北西太平洋上にある全ての台風について、主として船舶を対象とした海上警報等を発表している。

② 台風の大きさ、強さ(平成12年6月1日12時日本時から)

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。

そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 m/s 以上の強い風が吹いている範囲）を 3 段階、強さ（最大風速）を 4 段階で表現する。

（台風の大きさの分類）

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500 km 未満	
500 km 以上 800 km 未満	大型（大きい）
800 km 以上	超大型（非常に大きい）

（台風の強さの分類）

最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

2 火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に通報し、徳島県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

- (1) 実効湿度が 60% 以下で最小湿度が 40% 以下となり、最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
 - (2) 平均風速 10 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

3 地震情報、津波情報

徳島地方気象台は、状況により「地震情報」「津波情報」を関係機関に通知する。

※各防災機関雨量観測所一覧表

（資料編：2-6 参照）

第2章 災害応急対策計画

第1節 地盤災害応急対策計画

急傾斜地崩壊や土石流、地すべり等の地盤災害に関する情報収集・伝達、雨量の測定、避難勧告・指示等、警戒避難体制に関し、次のとおり定める。

1 警戒体制の確立

(1) 危険区域の警戒体制は、気象注意報・警報等を判断基準とし、危険区域内に災害発生のおそれがある場合に警戒体制を指示するものとする。

(2) 警戒体制が指示されたときは、おおむね次に掲げる事項を行う。

① 第1警戒体制

ア 気象警報発令等の広報及び警戒等の周知

イ 危険区域に対する警戒及び巡回

② 第2警戒体制

ア 必要により住民に対する避難準備の広報、避難勧告及び避難指示

イ その他、状況により必要と認める事項

(3) 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、がけの状況、樹木の状況、土質等により判断するが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

雨量	体制別	第1警戒体制	第2警戒体制
前日までの連続雨量が100 mm以上あった場合		当日の日雨量が 50 mmをこえたとき	当日の日雨量が 50 mmをこえ、時間雨量が 30 mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40～100 mmあった場合		当日の日雨量が 80 mmをこえたとき	当日の日雨量が 80 mmをこえ、時間雨量が 30 mm程度の強雨が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合		当日の日雨量が 100 mmをこえたとき	当日の日雨量が 100 mmをこえ、時間雨量が 30 mm程度の強雨が降り始めたとき

(4) 土石流危険区域に対する警戒体制

土石流は、それぞれの溪流の地形、地質的条件並びに降雨特性により著しく異なるので、土石溪流の警戒基準は、溪流ごとの特性を十分考慮して判断するが、おおむね次の雨量を基準とする。

雨量	体制別	第1警戒体制	第2警戒体制
連続雨量		200 mm	300 mm以上
日量		150 mm以上	200 mm以上
6時間量		120 mm以上	180 mm以上
4時間量		100 mm以上	150 mm以上
2時間量		70 mm以上	100 mm以上
1時間量		50 mm以上	60 mm以上

2 危険区域における情報の収集

- (1) 警戒体制が指示されたとき又は災害の発生のおそれがあると認めるときは、危険区域内に警戒隊（本部長が必要と認める部によって編成する。）を派遣し、情報の収集を行うものとする。
- (2) 情報の内容は、危険区域及びその付近の災害発生のおそれのある異常現象（急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊の現象等。）、住民及び滞在者の数等とする。
- (3) 情報は、原則として対策本部へ通報する。

3 警戒避難

地盤災害から生命を守るため、危険区域内の住民は、次のような場合、自主的に警戒避難を心がけるものとする。

- (1) 山鳴りがする場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合
- (4) 斜面から水が噴き出してきた場合
- (5) 沢や井戸の水が濁ってきた場合
- (6) 地面にひび割れが出来た場合
- (7) がけから小石がバラバラ落ちてきた場合

4 土砂災害警戒区域等の防災措置

土砂災害防止法に基づき、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、県と協力し土砂災害防止対策を推進する。

町は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害に関する情報及び警報等の伝達方法や避難・援助など土砂災害防止に必要な警戒避難体勢を整備するとともに、円滑な警戒避難に必要な事項を住民に周知するものとする。

※土砂災害（特別）警戒区域一覧表

（資料編：4-9 参照）

第2節 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）の趣旨に基づいて、洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るものとする。

1 水防本部

町は、徳島地方気象台から水防に関する予報が発せられ、洪水等の危険があると認めたときは、町水防本部を設置し、事態を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは同本部に統轄され、同本部に定める水防業務に当たるものとする。

水防本部組織

本部長（町長）	水防全般を統括管理する。
副本部長（副町長，教育長）	本部長を補佐し，本部長事故あるときはこれに当たる。
水防団長（消防団長）	水防団を指揮監督する。
水防副団長（消防副団長）	団長を補佐し，団長事故あるときはこれに当たる。
水防分団長（消防分団長）	分団を指揮し，受持地区の水防業務に当たる。

※水防体制 (資料編：5-4 参照)

※消防団（水防団）組織表 (資料編：5-2 参照)

※水防活動編成表 (資料編：5-5 参照)

2 雨量の把握

町は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、本町に関係のある雨量観測所の雨量観測データの把握に努めるものとする。

(1) 次に定めるとき以降は毎時

- ① 時間降雨量が20mm以上のとき。
- ② 降り始めてからの雨量が70mmに達したとき。
- ③ 水防管理者が特に指示したとき。

(2) 雨が止んだときは、その時刻と雨量。

※各防災機関雨量観測所一覧表 (資料編：2-6 参照)

3 水位の把握

町は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、本町に関係のある水位観測所の水位観測データの把握に努めるものとする。

※水位観測所一覧 (資料編：2-7 参照)

4 気象状況とその措置

雨に関する注意報及び警報が発表された場合には、その状況に応じて水防団に連絡し、河川の見回りを要請するとともに、住民に対し情報の伝達、周知を図る。

5 水防活動

水防管理者は、次に示す基準を目安に水防活動を適切に行うものとする。

(1) 待機（水防団員の足止めを行うもの）

- ① 吉野川にあつては、徳島河川国道事務所から水防警報（待機）の発令を受けたとき。
- ② 貞光川（木綿麻橋～吉野川合流点）にあつては、西部総合県民局から水防警報（待機）の発令を受けたとき。
- ③ ①②以外の河川にあつては、水位が上昇し堤防の決壊、漏水等のおそれが見込まれるとき。
- ④ その他水防管理において必要と認めるとき。

(2) 準備（水防資器材の整備点検、樋門の開閉準備を行える体制）

- ① 吉野川にあつては、徳島河川国道事務所から水防警報（準備）の発令を受けたとき。
- ② 貞光川（木綿麻橋～吉野川合流点）にあつては、西部総合県民局から水防警報（準備）の発令を受けたとき。
- ③ ①②以外の河川にあつては、堤防の決壊、漏水等のおそれが見込まれ、なお水位の上昇のおそれがあるとき。
- ④ その他水防管理において必要と認めるとき。

(3) 出動（水防団員の出動）

- ① 吉野川にあつては、徳島河川国道事務所から水防警報（出動）の発令を受けたとき。
- ② 貞光川（木綿麻橋～吉野川合流点）にあつては、西部総合県民局から水防警報（出動）の発令を受けたとき。
- ③ ①②以外の河川にあつては、水位が上昇し堤防の決壊、漏水等の危険が高まったとき。
- ④ その他水防管理において必要と認めるとき。

(4) 解除（水防活動の終了）

- ① 吉野川にあつては、徳島河川国道事務所から水防警報解除の発令を受けたとき。
- ② 貞光川（木綿麻橋～吉野川合流点）にあつては、西部総合県民局から水防警報解除の発令を受けたとき。
- ③ ①②以外の河川にあつては、堤防の決壊、漏水等のおそれがなくなったとき。

※水防警報の発表基準・伝達系統

（資料編：14-5 参照）

※氾濫警戒情報等の発表基準・伝達系統

（資料編：14-6 参照）

6 池田ダム放流警報

洪水時において水資源開発機構は、下流住民に放流を周知するため、池田ダム放流警報表のとおり放流警報を流す。

※重要水防区域一覧表	(資料編：4-10 参照)
※水防資器材備蓄数	(資料編：5-6 参照)
※警鐘，サイレン信号要領表（水防）	(資料編：5-9 参照)
※池田ダム放流警報表	(資料編：5-10 参照)

7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

本町の浸水想定区域については，水防法第14条第1項により，吉野川沿岸と吉野川水系貞光川の水位周知区間の2区域について指定を受けている。

浸水想定区域内への避難情報等の伝達等は，次のとおりとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達に当たっては，IP告知放送の活用等により地域住民に対して伝達するとともに，自主防災組織等の協力を得て，情報を迅速かつ的確に伝える。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに，消防団・自主防災組織を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など，円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

(3) 浸水想定区域内の災害時要配慮者施設等への対応

浸水想定区域内において，主として高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で，洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては，FAX・電話等により伝達し，必要により職員が直接出向いて洪水予報等を伝達する。

また，町は水防法15条第2項の規定に基づき，当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設管理者と協議し，当該施設ごとの洪水予報等の伝達方法や避難の誘導等について定めた計画書の提出を受け，これを公表するものとする。

※要配慮者利用施設	(資料編：6-1 参照)
-----------	--------------

第3編 震災対策編

第3編 震災対策編

第1章 総則

第1節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「つるぎ町地域防災計画」の「震災対策編」として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項で規定する事項も併せて定めたつるぎ町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「つるぎ町地域防災計画（共通対策編）」に定めるところによるものとする。

第2節 地震被害想定

県は、南海トラフ地震が発生したときの人的・建物被害の様相を市町村別に明らかにし、住民の生命を守るため、また、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、県民の理解を深めることを目的に「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定調査」を実施した。本計画の策定に当たっては、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定基礎となった、次の地震を想定して実施するものとする。

1 想定地震

南海トラフでは、100から150年間隔で繰り返し巨大地震が発生し、太平洋側に大きな揺れ・津波をもたらしてきたことが明らかになっている。町でも、この南海トラフの地震を防災計画の対象としてきた。実際の過去の発生事例では、個別におきるケース（昭和や安政）や宝永型のように連動するケースなど様々なパターンが見られる。

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」により、東日本大震災を踏まえて、従来の震源域を沖合・陸側及び日向灘まで拡張したM9.0クラスの巨大ケースが検討され、平成24年8月に震度分布等が公表されている。揺れでの地震規模は $M_w=9.0$ である。最大級の地震として、この南海トラフ地震を想定地震とする。

2 想定する季節・時間帯

- ・冬深夜…多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。
- ・夏12時…事業所等に人が集中し、自宅外で被災するケースが多い。木造建物内にいる人は比較的少ないと想定され、老朽木造住宅の倒壊による死者数は、冬深夜と比較して少ない。
- ・冬18時…住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も高くなる。

3 つるぎ町における人的及び建物被害

対象ケース			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
マグニチュード			9.0		
震度			6 弱～6 強		
建物被害 (棟)	揺れ	全壊数	130	130	130
		半壊数	960	960	960
	液状化	全壊数	※	※	※
		半壊数	90	90	90
	山・がけ崩れ	全壊数	20	20	20
		半壊数	50	50	50
	火災	焼失数	※	※	※
		出火数			
	合計	全壊及び焼失数	160	160	160
		半壊及び出火数	1100	1100	1100
人的被害 (人)	揺れ	死者	※	※	※
		負傷者	180	110	120
		重傷者	10	※	※
	山・がけ崩れ	死者	※	※	※
		負傷者	※	※	※
		重傷者	※	※	※
	火災	死者	※	※	※
		負傷者	※	※	※
		重傷者	※	※	※
	合計	死者	10	※	※
負傷者		180	120	130	
重傷者		10	10	10	
避難者 (人)	1 日後	避難所			320
		避難所外			210
	1 週間後	避難所			640
		避難所外			640
	1 か月後	避難所			270
		避難所外			620

注) 18 時人口 : 10,490 人

全棟数 : 5,677 棟

※は若干数を表す。

第3節 徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の推進

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、南海トラフ地震への対策を抜本的に見直しさらに加速する必要がある。また、「中央構造線断層帯」をはじめ、いつどこで発生するか分からない活断層地震への備えも重要である。

このため、南海トラフ地震及び中央構造線断層帯を震源とする巨大地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「地震に強いとくしま」を実現するため、徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の推進に努めるものとする。

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策の強化を図るものとする。

第5節 緊急防災・減災事業の推進

町は、東日本大震災を教訓として、地方税の臨時的な税制上の措置により確保される財源の範囲内で、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災等の事業について、緊急防災・減災事業を活用して積極的に取り組み、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりを推進するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 建築物等の耐震化計画

平成7年に発生した兵庫県南部地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であり、それ以後に建築された新しい建築物の被害が軽微であったことが明らかになった。

一方、各種調査による被害想定では、建築物の甚大な被害も報告されている。

以上のことから、建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護・応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保について、より一層強化を図る。

1 建築物の耐震化計画

(1) 防災上重要な建築物の耐震対策

① 防災上重要な建築物の設定

災害対策には、多数の者が利用する施設、避難、救護・応急対策活動の拠点となる建築物の耐震化が重要である。

町は、次の町有施設を「防災上重要な建築物」として位置づけ、耐震性の確保を図るものとする。

<防災上重要な建築物>

建築物の用途による分類	施設名称
震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる施設	本庁舎、半田支所、一字支所
震災時に緊急の避難所、被災者の一時収容施設となる施設	学校、体育館、福祉施設、公民館等

② 防災上重要な建築物の耐震性確保

町は、防災上重要な建築物に対して耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により耐震性の確保に努めるものとする。

(2) 一般建築物の耐震対策

耐震性の低い木造住宅については、大きな被害が想定されることから、耐震診断及び補強等の重要性について広く啓発を図り、耐震補強の促進を図るものとする。

特に、建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であり、県及び関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。

(3) 文化財の耐震対策

文化財は、歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く町民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して住民の文化向上に資する必要がある。このため、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、「文化財災害対応マニュアル」による耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

(4) 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、これらの工作物の耐震性について広く住民の認識を深めるとともに、耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。

(5) 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行うものとする。

特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行うものとする。

(6) ブロック塀等の耐震対策

道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう指導するものとする。特に通学路沿い及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、ブロック塀等の所有者に対し、定期的な点検や補強を指導するものとする。

(7) 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙やパンフレットなどにより、住民への普及・啓発を図るものとする。

(8) 耐震対策の普及・啓発

前記各項目について住民の認識を深めるため、防災パンフレットなどを配布し、建築物等の耐震化を住民ぐるみで進めるよう努めるものとする。

(9) 関係団体との連携

前記各項目を推進するために、耐震診断、耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

2 町が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

① 各施設に共通する事項

- ア 地震情報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

※利用形態等を考慮して施設によっては，水，食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

② 個別事項

ア 病院，診療所にあつては，重症患者，新生児等，移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置

イ 学校にあつては，保護を必要とする生徒等がいる場合，これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては，重度障がい者，高齢者等，移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置。

なお，施設ごとの具体的な措置内容は，施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は，(1)の①に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

① 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資器材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については，原則として工事を中断するものとする。

第2節 ライフライン施設等の災害予防計画

町は、水道・電気・ガス・電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替え施設の整備等による代替え性の確保を進めるものとする。ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定に基づいた主要設備の地震に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

1 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図るものとする。

(1) 老朽塩化ビニール管は、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。

(2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設

イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

(3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。

(4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結することについて検討する。

2 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有害物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

(1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置

(2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護

(3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用

(4) 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

3 応急復旧対策

町は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。

(2) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。

(3) 応急復旧時に必要な資器材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資器材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。

(4) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

4 下水道施設・電力施設・ガス施設・電信電話施設

各事業所と連携し、施設の耐震化など地震に対する備えの強化を図るものとする。

第3節 火災予防計画

地震による被害の中でも、火災は被害を大きくする恐れが強い。

このため、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、消防力の整備強化に努めるものとする。

1 火災予防の徹底

町は、住民に対し出火予防について普及啓発を徹底するとともに、消火器具、消火用水の普及を図り、これらの器具の取扱方法を指導し、地震発生時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(1) コンロ、ストーブ等からの出火予防

地震を感じたら消火すること、できる限り対震自動消火装置付きの器具を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(2) 電気器具からの出火の予防

地震を感じたら安全が確認できるまでコンセントを抜き、避難をする場合はブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努めるものとする。

(1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

(2) 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

① 自主防災組織の育成

地域住民自らが出火防止、初期消火、被害者の救出・救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって地震被害を最小限に止め、災害の拡大を防止することを目的とし、組織づくりの推進と育成に努める。

② 婦人防火クラブ・自衛消防団の育成

③ 幼年・少年消防クラブの育成

3 消防力の整備強化

町は、大震火災の特性に対処しうる消防力を確保するため、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 消防活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において、重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対し地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体等の職員の入団促進等により、活性化を図るものとする。

(2) 地域消防力の整備強化

① 消防装備の整備強化

消防装備については、近年における災害の複雑・多様化に対応し、また、大震災に備え、効果的な消防活動を確保するため、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械、火災報知設備その他の消防施設・設備等の整備改善を図る。

② 消防水利の確保

消防水利は、消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時においてこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。

また、消火栓は上水道の拡張計画とともに設置が推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険であるので、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

③ 消防通信施設の整備

消防対策本部と火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図るものとする。

④ 救助装備の整備・高度化

迅速確実な救助業務が遂行されるよう、平時からの関係機関との密接な協調・連携のもと、救助体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため高度な人命救助資器材の整備、安全装備の充実、支援装備の整備を図る。

(3) 消防学校における教育訓練の充実

火災等の災害の態様は複雑・多様化・大規模化している。これに対応するため消防学校において高度な消防、救急、救助等の教育訓練の充実を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震情報通信計画

地震災害による災害応急対策を実施するため、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）の収集及び伝達を、あらかじめ定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に行うものとする。

1 地震情報

(1) 発表基準

地震情報は、次に掲げるとき、徳島地方気象台が発表又は通知する。

- ① 徳島県内で震度1以上を観測したとき
- ② その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

(2) 地震情報の種類

地震情報は、情報の内容により次のように区分される。

情報の種類	情報の内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表
震源震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

2 地震解説資料

地震解説資料は、次に掲げる事項が発生した場合に徳島地方気象台が作成し発表する。

- (1) 徳島県内で震度4以上の地震が観測されたとき
- (2) その他関係者から依頼があった場合で、特に必要と認められるとき

3 情報伝達系統

地震情報は、迅速、かつ適切に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

※地震情報伝達系統

(資料編：14-2-②参照)

第2節 地震災害情報の収集・報告計画

地震災害時において、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であるため、防災関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

また、収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化するものとする。

1 被害情報等の収集

町は、積極的に自らの職員を動員し、関係機関や住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施するのに必要な被害状況等の情報を収集するものとする。

(1) 地震発生時に収集すべき情報

地震発生時に町の収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連のあるものを優先するものとする。

情報の種類	収集の時期	収集先	収集方法
地震情報	気象台で発表されたとき直ちに市町村に伝達される。	県	徳島県総合情報通信ネットワークシステム
町内の被害状況	地震発生後、揺れがおさまって落ち着いた段階から収集する。	現地派遣職員 消防団 警察署 地域住民 自主防災組織等	消防無線 電話 アマチュア無線 デジタル簡易無線
広域の被害状況	県に各市町村からの情報が集まった段階から収集する。	県	徳島県総合情報通信ネットワークシステム
医療機関の被害状況 救急患者の受入状況 応急救護体制	救急、救助活動の事案が発生した段階で収集する。	県 医療機関	徳島県総合情報通信ネットワークシステム 電話
地域住民の避難状況	延焼等により避難勧告・指示がだされ、避難が始まった段階及び自主避難を開始した情報を入手したとき。	現地派遣職員 消防団 警察署 地域住民 自主防災組織等	消防無線 電話 アマチュア無線 デジタル簡易無線
避難所等の状況	避難所に住民が集まり始めた段階から収集する。	避難所運営担当者	電話 消防無線 デジタル簡易無線

情報の種類	収集の時期	収集先	収集方法
交通機関、道路、電気等の生活関連施設の被害状況	各施設で、ある程度被害状況が集約された段階から収集する。	関係機関	徳島県総合情報通信ネットワークシステム 消防無線 電話 アマチュア無線

(2) 勤務時間外の被害情報の収集

町に災害対策本部が設置されるような状況下においては、町職員は自宅付近の被害状況について積極的に調査し、被害を確認したとき、又は被害が発生するおそれがある事象を発見したときは、直ちに災害対策本部(災害対策本部が設置されていないときは、危機管理課を經由して関係各課等)に通報するよう努めるものとする。

(3) 措置情報等の収集

町は、以下に示す措置情報等を収集する。

- ① 主な応急措置の実施状況
- ② 応援の必要性の有無
- ③ 災害救助法適用の必要性

2 被害情報の処理

(1) 被害情報責任者

災害の発生に際しては、被害の実態把握が最も重要である。このため、被害状況の取りまとめ及び応急対策担当部への情報伝達を総務部において実施する。また、応急対策担当部には、被害情報責任者を置くものとする。

被害情報責任者は、当該各部の部長(部長不在のときは、副部長)をもってこれに充て、次の事項に留意して職務を遂行するものとする。

- ① 入手した被害情報は、記録された後、確実に応急対策担当部内に伝達されたか。
- ② 担当している被害状況を完全に掌握しているか。

(2) 被害情報の処理方法

被害情報の一般的処理方法は、次のとおりとする。

- ① 入手した被害情報は、被害情報受領者が整理・記録する。
- ② 被害情報受領者は、上記①で整理・記録した被害情報を直ちに被害情報責任者に報告する。
- ③ 上記②による報告を受けた被害情報責任者は、直ちに所属の上司に報告するとともに、災害対策本部(災害対策本部が設置されていないときは、危機管理課)及び応急対策担当部の被害情報責任者へ伝達する。
- ④ 伝達を受けた応急対策担当部は、直ちに所属の上司の指示を受け、応急対策を実施する。
- ⑤ 応急対策担当部の被害情報責任者は、被害の状況及び応急対策の状況をそれぞれ災害対策本部(災害対策本部が設置されていないときは、危機管理課)へ報告する。
- ⑥ 重要な被害情報及び応急対策の状況については、直ちに関係部長が本部長に報告する。

3 被害状況の報告要領

(1) 町本部への報告

- ① 各応急対策担当部員は分担責任に基づき、応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を把握し、速やかに部長及び本部長に報告する。
- ② 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、参集途上の被害状況を収集し、登庁後上司に報告する。
- ③ 報告は、人的被害、避難措置及び住家被害に関連するものを優先する。

(2) 県・美馬警察署等への報告

① 報告の基準

報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告記入要領」により行うものとする。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

エ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

オ 地震が発生し、町内で震度4以上を記録したもの

カ 上記各基準に該当しない災害であっても報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

② 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

ア 災害速報

災害が発生したとき直ちに行う。

イ 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

ウ 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

③ 報告の方法

ア 災害速報及び中間報告は、原則として指定様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

イ 確定報告は、必ず指定様式により文書で報告するものとする。

④ 町長の措置

ア 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に対し直接報告するものとし、報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。

イ 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

ウ 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したときは、被害の有無を問わず第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

連絡窓口

徳島県西部総合県民局	TEL	0883-53-2392
	FAX	0883-53-2434
県防災行政無線（衛星系）	TEL	*-90-211-9519
徳島県危機管理環境部	TEL	088-621-2281
	FAX	088-621-2987
県防災行政無線（衛星系）	TEL	*-90-211-9536
消防庁		
平日（9:30～17:45） 応急対策室	TEL	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
	衛星系	TEL *-90-048-500-90-49013
平日（9:30～17:45） 以外宿直室	TEL	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7553
	衛星系	TEL *-90-048-500-90-49101
美馬警察署	TEL	0883-52-0110
	FAX	0883-53-0110

⑤ 報告の系統

被害状況の報告は、災害対策基本法第53条に基づいて行うものとする。

※被害状況報告の系統

（資料編：14-4 参照）

※災害中間報告・災害確定報告

（資料編：15-10 参照）

※災害報告記入要領

（資料編：15-11 参照）

第3節 地震災害広報計画

震災時における住民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑，かつ効果的に実施するための災害広報は，本計画の定めるところによるものとし，高齢者，障がい者等災害時要配慮者に配慮した広報を行うよう努める。

1 広報の内容

町が実施する広報活動において重点をおくべき事項は，次のとおりとする。

- (1) 余震に関する情報
- (2) 震災時における住民の注意事項
- (3) 災害に係る情報及び被害の状況
- (4) 災害応急対策の実施の状況
- (5) 避難の勧告，避難先の指示及び避難所での心得
- (6) 災害復旧の見通し
- (7) 電気，ガス，水道等供給の状況
- (8) その他必要事項

2 広報の方法

- (1) IP 告知放送による広報
- (2) 消防車及び広報車による巡回広報
- (3) 避難場所への広報の掲示
- (4) 新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対する発表及び資料提供
- (5) 情報収集連絡員及び避難所運営職員による伝達
- (6) チラシ等の配布による広報

3 広聴活動

震災時には，被災住民，関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため，相談窓口等の設置等を行い，適切な応急対策の推進に努める。

第4節 地震災害時の消防計画

この計画は、地震が発生した場合に消防施設及び人員を最大限に活用し、火災等から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため定めるものとする。

1 消防活動の方針

震災時における活動方針は、人命の安全を最優先とし、次のとおりとする。

(1) 消火活動

地震時の二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図るものとする。

(2) 人命救助・救急活動

地震時に、家屋の倒壊、建築物の落下、交通事故、危険物等の漏洩により被害が発生することが予想されることから、消防の人員及び資器材を活用し、人命救助、救急活動を優先に行い、人命の安全確保に努めるものとする。

(3) 避難の安全確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、安全な避難路を確保するための消火活動を行うものとする。

2 初動体制の確立

(1) 非常参集

地震発生を知った場合、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

(2) 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に、災害時要配慮者等については、優先し活動を行うものとする。

(3) 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止にあたるものとする。同時多発の場合は、住民にも協力を求めるものとする。

3 火災防御活動

地震時に発生する火災は、地震の規模、発生時間等により大きく影響されるので、次により対応するものとする。

(1) 活動範囲

原則として分団の管轄区域を優先して行うが、消防団本部から指示がある場合は、隣接区域等の災害活動の応援を行うものとする。

(2) 住宅密集地優先

住宅密集地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、延焼拡大のおそれがあるとき、局部的に防御するとともに自衛消防隊の消防力を活用する。

(3) 重点防御活動

火災が消防力を上回る場合は，延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

第5節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

1 方針

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）を発表した場合における対応について定める。

2 内容

(1) 基本方針

- ① 徳島県は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生ずるおそれがある地域として、県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- ② 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には、当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- ③ このことから、町並びに関係機関等は国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、又はその他の計画に定める。

(2) 臨時情報（調査中）発表時の措置

① 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については、次のとおりとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 第2節の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 第3節に準ずる。

(3) 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

① 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合、町は、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 第2節の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 第3節に準ずる。

② 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について共通対策編 第3章 第6節に準じて周知する。また、町民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

③ 地域住民等からの問合せ

町は、地域住民等からの問合せ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図る。

④ 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、徳島県災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

⑤ 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

⑥ 避難対策等

ア 避難の呼び掛け

町は、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、南海トラフ地震に不安のある者等に対して、事前避難の検討を促す。また、南海トラフ地震が発生した場合には町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内や孤立可能性集落に居住する住民に対して、同様に事前避難の検討を促す。

イ 避難所の設置及び運営

臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、町はそれが難しい住民が避難するための場所として、事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは避難者が自ら準備をし、避難所の運営についても避難者が自ら行うことを基本とする。

⑦ 消防機関等の活動

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、大規模火災等からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

ア 大規模火災等発生情報の的確な収集及び伝達

イ 大規模火災等の発生の恐れがある地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

⑧ 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

⑨ 水道、電気、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、町及び住民は次の事項を実施する。

a 町

- ・飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。
- ・応急給水活動の準備を行う。
- ・水道施設の安全点検を実施する。

b 住民

- ・備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- ・自主防災組織の生活班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備えた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずる。

エ 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、県や市町村の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

⑩ 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

⑪ 交通

ア 道路

- a 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知する。
- b 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知する。

⑫ 管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、図書館、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

a 各施設に共通する事項

- ・臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ・各施設における緊急点検、巡視

b 個別事項

- ・橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア a に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておく。

(4) 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

① 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知，臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合，町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき，地域住民等に対する伝達を行う際には，具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ア 職員の配置

共通対策編 第3章 第2節の定めるところによる。

イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 第3節に準ずる。

② 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は，臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に，臨時情報（巨大地震注意）等の内容，交通に関する情報，ライフラインに関する情報，生活関連情報など，地域住民に密接に関係のある事項について，共通対策編 第3章 第6節に準じて周知する。

③ 災害応急対策をとるべき期間等

町は，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし，太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間，南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから，変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間，後発地震に対して注意する措置をとる。

④ 町のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には，町は，全住民に対し，家具の固定状況，避難場所や避難経路，家族との安否確認方法等を確認するなど，日頃からの地震への備えを再確認することにより，後発地震発生に備えるよう呼びかける。また，町は，施設の防災点検及び設備，備品等の転倒・落下防止措置等，日頃からの地震の備えを再確認する。

第4編 南海トラフ地震対策編

第4編 南海トラフ地震対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

本編は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく推進計画に関する記述も含まれており、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。また、本編に定めのない事項については共通対策編に定めるところによるものとする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町、町の区域を管轄する指定地方行政機関、徳島県、指定公共機関、防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、共通対策編第1章第8節の定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

(2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県や隣接市町に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策を実施するために必要な協力を得ることに関して、応援協定を締結し、必要があるときは応援協定に従い応援を要請するものとする。また、応援要請・応援受入体制については、共通対策編第2章第6節に定めるところによる。

※防災協定一覧

(資料編：15-8 参照)

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、共通対策編第2章第5節に定めるところによる。

第3章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、共通対策編第3章第7節に定めるところによる。

第2節 避難対策等

- 1 町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。
また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- 2 町が関係地域住民等にあらかじめ周知を図る事項については、共通対策編第2章第11節に定めるところによる。
- 3 町は、避難所の開設時に必要となる、施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣についての体制整備を行うものとする。
- 4 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときには、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対する避難誘導等の実施体制については、共通対策編第2章第5節に定めるところによる。
- 7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制については、共通対策編第2章第5節に定めるところによる。
- 8 避難所における救護上の留意事項
 - (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ① 収容施設への収容
 - ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ③ その他必要な措置
 - (2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ② 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③ その他必要な措置

第3節 水道，電気，ガス，通信，放送関係

1 水道

(1) 水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、震災対策編第2章第2節に定めるところによる。

2 電気

(1) 電力事業者は、電力供給のための体制確保等、必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な、利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 指定公共機関（四国電力送配電株式会社池田支社）が行う措置は、共通対策編第1章第8節に定めるところによる。

3 ガス

(1) ガス事業者は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等、必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関（一般社団法人徳島県エルピーガス協会）が行う措置は、共通対策編第1章第8節に定めるところによる。

4 通信

(1) 指定公共機関（西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店）が行う措置は、共通対策編第1章第8節に定めるところによる。

5 放送

(1) 指定公共機関（日本放送協会徳島放送局）が行う措置は、共通対策編第1章第8節に定めるところによる。

(2) 指定地方公共機関（四国放送株式会社，一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島）が行う措置は、共通対策編第1章第8節に定めるところによる。

第4節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

町が管理又は運営する施設に関する対策については、震災対策編第2章第1節に定めるところによる。

第5節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとし、救助計画については共通対策編第3章第8節に定めるところによる。

2 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

3 消防団の充実

消防団の充実については、震災対策編第2章第3節に定めるところによる。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置については、震災対策編第3章第5節「(2) 臨時情報（調査中）発表時の措置」によるものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置については、震災対策編第3章第5節「(3) 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置」によるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置については、震災対策編第3章第5節「(4) 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する次の事項について、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策の強化を図るものとする。

- 1 建築物，構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設，その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設，緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設，「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）」に定める消防用施設の整備を行うものとする。
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路，港湾又は漁港の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) IP告知放送
 - (2) その他の防災機関等の無線

第6章 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生後の災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合、及び南海トラフ地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合、及び南海トラフ地震が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として、今後取り組む必要がある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせた手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法

- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る，最低でも3日間，可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄，家具の固定，出火防止等の平素からの対策，及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町は，地震対策の実施上の相談を受けるため，必要な窓口を設置するとともに，窓口の周知徹底を図るものとする。

第5編 大規模事故等災害対策編

第5編 大規模事故等災害対策編

第1章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害による被害の拡大を防止するため、必要な体制の整備を推進する。

第1節 災害予防

1 災害応急体制の整備

町は、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療及び消火活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、県と連携の下、応急救護用医薬品等の供給確保に備える。

また、平常時から医療及び消火活動について、消防本部、県及び鉄道事業者との連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

3 緊急輸送活動関係

町は、美馬警察署及び県と連携の下、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制をあらかじめ整えておくものとする。

5 鉄道交通環境の整備

町は、関係機関と連携の下、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生の特報を受けたときは、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況の把握に努め、関係機関に特報する。

(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

町は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

町は、県に対し、応急対策の活動状況、町本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

2 活動体制の確立

(1) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとる。

(2) 町の活動体制

町は、消防本部と連携の下、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び町本部設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求める。

また、周辺市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(4) 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第28節に定めるところによる。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に努め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 医療救護活動

鉄道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

(3) 消火活動

① 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

② 消防機関

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、交通規制を行うに当たっては、美馬警察署、他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり実施する。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者、被災者の家族等への情報伝達活動

町は、被災者、被災者の家族等のニーズを十分把握するとともに、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報等、災害時に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、被災者、被災者の家族等に対し、適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の実施に当たっては、その内容について、防災関係機関と相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

町は、災害発生地の住民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の実施に当たっては、その内容について、防災関係機関に通知するとともに、相互に情報交換を行うものとする。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第2章 道路災害対策

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第1節 災害予防

1 道路の交通の安全のための情報の提供

(1) 道路管理者

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 道路管理者

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

また、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

さらに、防災安全交付金等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努める。

(2) 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努める。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

町は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

(2) 災害応急体制の整備関係

① 町職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

② 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時より防災関係機関と相互の連携強化に努める。

(3) 救助・救急，医療及び消火活動関係

① 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

② 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備える。

道路管理者及び県、町等は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携に努める。

③ 消火活動関係

道路管理者、消防機関等は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

(4) 緊急輸送活動関係

町は、美馬警察署及び県と連携の下、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

町は、被災者の家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(7) 防災機関の防災訓練の実施

町は、他の道路管理者及び防災関係機関と連携の下、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

なお、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫する。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じる。

(8) 施設、設備の応急復旧関係

町は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

(9) 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

4 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

5 再発防止対策の実施

町は、防災関係機関と連携の下、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

町は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに県等、関係機関に連絡する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

町は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を県等に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求める。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第28節に定めるところによる。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

町は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防本部及び美馬警察署等に協力する。

(2) 医療救護活動

町は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

(3) 消火活動

① 町

町は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力する。

② 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

本町以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、交通規制を行うに当たっては、美馬警察署及び他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり実施する。

5 危険物等の流出に対する応急対策

町は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

町は、被災者、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に連絡をとりあう。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

町は、災害発生地の住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行う。

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第3章 危険物等災害対策

危険物の漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，高圧ガスの漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，毒物・劇物の飛散，漏洩，流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害による被害の拡大と防止するため，保安教育の徹底，規制の強化，自衛消防組織の強化促進，化学消防資機材の整備，輸送その他の自主保安体制の整備等，保安体制の強化を促進する。

第1節 災害予防

1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下，本編において「事業者」という。）は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。また，町及び消防本部は，県と連携して，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努める。

町，消防本部及び事業者等は，自主保安規程等の遵守，自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

町，消防本部及び事業者等は，危険物等災害が生じた場合に，その原因の究明に努め，危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

(1) 危険物災害予防対策

① 保安教育

町，消防本部及び県は，事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また，危険物安全週間に広報，啓発活動を行うことにより，危険物の保安意識の高揚に努める。

② 規制の強化

町，消防本部及び県は，危険物施設に対し，次の事項を重点に立入検査等を適時実施し，災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置，構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵，取扱い，運搬，積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者，危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化

エ 地震動等による危険物施設等の影響に対する安全指指導の強化

③ 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

町，消防本部及び県は，液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については，不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに，危険物の流出事故が発生した場合，敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

④ 自衛消防組織の強化促進

事業者は，自衛消防組織の強化を推進し，自主的な災害予防体制の確立を図るとともに，隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し，効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 高圧ガス，LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は，高圧ガス，LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため，保安教育，保安の強化，自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

(3) 毒物，劇物災害予防対策

監督官庁及び事業者は，毒物，劇物による災害を防止するため，施設管理の適正化，応急措置体制の確立，立入検査の強化，搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図る。

(4) 放射線災害予防対策

防災機関及び放射性同位元素の届出使用者は，災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため，施設の防災対策，防災業務従事者に対する教育及び訓練，防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに，施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し，災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

(5) 複合災害予防対策

防災機関及び事業者は，複合災害を防止するため，施設管理の適正化，保安教育の徹底，規制の強化，化学消防機材の整備，応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図る。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

町は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理する。

(2) 災害応急体制の整備関係

町及び事業者は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図る。

(3) 救助・救急，医療及び消火活動関係

① 救助・救急活動関係

町及び消防本部は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

救急・救助関係機関及び事業者は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努める。

② 医療活動関係

町は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，県と連携して，応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

町，県及び事業者は，医療活動について，連絡体制の整備を図るとともに，相互に連携に努める。

③ 消火活動関係

町及び消防本部は，平常時から機関相互間の連携強化を図り，消防水利の確保，消防体制の整備に努める。

また，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

町及び消防本部並びに事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町は、美馬警察署及び県と連携の下、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動関係

町、消防本部及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

さらに、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(7) 防災業務関係者の安全確保関係

町及び消防本部は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

(8) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理して情報伝達を行う。

町は、家族等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(9) 防災機関等の防災訓練の実施

町及び消防本部は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うよう努める。

(10) 災害復旧への備え

町及び事業者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

① 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、町等関係機関へ連絡する。

② 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡する。

町は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

③ 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、町等関係機関へ連絡する。

④ 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市町村等関係機関へ連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。

事業者は、消防本部及び美馬警察署等との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。

(4) 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第28節に定めるところによる。

(5) 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行う。

3 災害の拡大防止活動

町は、県と連携の下、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

4 消火活動

町及び消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

5 災害の拡大防止のための交通制限及び

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

町は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

6 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 河川等への流出に対する応急対策

町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

7 施設、設備の応急復旧活動

町は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に連絡をとりあう。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

町は、災害発生地の住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行う。

(3) 住民等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する体制の整備に努める。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第4章 大規模な火事災害対策

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、被害を最小限にとどめるため、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害対策を推進する。

第1節 災害予防

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難地、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備を図る。

町は、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

① 消防用設備等の整備、維持管理

町、消防本部及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

② 建築物の防火管理体制

町、消防本部及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

③ 建築物の安全対策の推進

町、消防本部及び事業者等は、大規模建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えとともに住民に周知する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

町は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

(2) 災害応急体制の整備関係

町は、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

① 救助・救急活動関係

町及び消防本部は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

② 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

町及び県は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努める。

③ 消火活動関係

町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、町及び消防本部は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町は、美馬警察署及び県と連携の下、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくとともに、住民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ整えておく。

(7) 防災業務関係者の安全確保関係

消防本部は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

(8) 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

(2) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 広域的な応援体制

町は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を要請し、県から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等、必要に応じた対策を依頼する。

(3) 自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第28節に定めるところによる。

3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。被災地地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

町は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

5 施設、設備の応急復旧活動

町は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に連絡をとりあう。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

町は、災害発生地の住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、防災関係機関と相互に通知し情報交換を行う。

(3) 住民等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する体制の整備に努める。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

第5章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。

第1節 災害予防

1 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、町は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに、総合的な林野火災対策の推進に努める。

町は、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努める。

2 林野火災防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、消防団員等の動員体制を整えとともに住民に周知する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 配備体制

町は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

(2) 災害応急体制の整備関係

① 職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

② 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県町は隣接市町と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

① 救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

② 医療活動関係

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努める。

町は、県と連携の下、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努める。

③ 消火活動関係

町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消水利等の活用により、消水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

町及び消防本部は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動関係

町は、美馬警察署及び県と連携の下、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

町は、住民等からの問合せ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(7) 防災機関等の防災訓練の実施

町及び消防本部は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施する。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

4 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、町は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図る。

第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

① 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

② 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

2 活動体制の確立

(1) 防災機関の活動体制

① 町の活動体制

町は、災害の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

② 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防本部及び美馬警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

(2) 広域的な応援体制

町は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を要請し、県から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等、必要に応じた対策を依頼する。

(3) 自衛隊災害派遣要請計画

自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第28節に定めるところによる。

3 消火活動

町及び消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

また、本町以外で災害が発生した場合は、被災地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

町は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

5 施設、設備の応急復旧活動

町は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者、被災者の家族等への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、要配慮者に配慮した伝達を行う。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

町は、災害発生地住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

(3) 住民等からの問合せに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問合せに対応する体制の整備に努める。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

7 二次災害の防止活動

町は、県等と連携し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第6章 原子力災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

県内には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方原子力発電所までの直線距離も約百数十kmと、本県からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ：UrgentProtectiveactionplanningZone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされたり、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるができないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、町民の心理的動揺、精神的負担など、町民生活に混乱をきたす事態も想定される。

町としては、県の災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、町が県及び関係機関等と連携して実施するべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 計画の性格

(1) 町の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下「プラン対策編」という。）、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。

また、町及び県や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

(2) つるぎ町地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「つるぎ町地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「つるぎ町地域防災計画（共通対策編）」に記載のある対策を参考に対処する。

(3) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更する。

3 本編の基礎とするべき災害の想定

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

※原子力災害対策指針>①放射性物質又は放射線の放出> (i) 原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気の放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、距離移動が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は、必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第2節 事前対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、原子力施設が立地する地方自治体（以下「立地府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

① 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外への対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

また、町は、県が実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を入手する体制の整備に努める。

2 原子力災害事前対策の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

(1) 参集体制の整備

町は、特定事象及び警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

(2) モニタリング結果の公表

町は、県が実施するモニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を町ホームページ等の利用により住民に公表する。

(3) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

町は、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する協力体制を定めておく。

(4) 緊急時の保健医療体制の整備

町は、住民に対する健康相談窓口を開設する。

3 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

町は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受け入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

(1) 避難所の確保

町は、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努める。

(2) 二次避難先の検討

町は、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として、ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用について備える。

4 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

(2) 複合災害を想定した情報伝達体制の整備

町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備に努める。

(3) 相談窓口の設置

町は、県と連携し、町民等からの問合せに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 避難行動要支援者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県と連携し、町民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (3) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3節 緊急事態応急対策

この節では、原子力発電所における特定事象及び警戒事象の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の町の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に定める対策に準じて対応する。

1 緊急事態応急体制の確立

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

(1) 緊急事態応急体制の確立

① 事故対策のための警戒態勢

町は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策連絡本部等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県、原子力事業者、関西広域連合等関係機関と緊密な連携を図る。

(2) モニタリング結果の公表

町は、町ホームページ等を利用して県が実施する緊急時モニタリング結果を公表する。

(3) 飲食物の出荷制限、摂取制限等

① 飲食物のスクリーニング検査への協力

町は、県が実施する飲食物のスクリーニング検査体制の確立に協力をする。

② 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除

町は、県が実施する飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除に協力をする。

③ スクリーニング検査結果の公表

町は、県が行う飲食物のスクリーニング検査の結果について、町ホームページ等を利用して公表する。

2 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 町民等への情報伝達活動

町及び県又は原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認等、住民に役立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

なお、その際、避難行動要支援者及び一時滞在者等に配慮する。

(2) 相談窓口の設置

町は、町民等からの相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(3) 町による住民等への情報伝達活動

町は、IP告知放送や広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対し、広報活動を行う。

3 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

町は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、県からの要請により、必要に応じて次の対応を行う。

(1) 広域避難の調整・受入れ

① 広域避難の受入れ

町は、県境を越える広域避難の受入れについて県からの要請があった場合は、広域避難の受入れを実施する。

② 受入先の調整

町は、県からの広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、町の受入可能人数・施設等を確認のうえ、県に連絡する。

③ 避難所の開設・運営

町は、要請を受け、広域避難の受入が可能な避難所の開設をする。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

① 避難者の生活支援

町は、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

② 避難者の情報提供

町は、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第4節 中長期対策

1 環境放射線モニタリング結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後も、県の環境放射線モニタリングの結果について町ホームページ等で公表する。

2 各種制限措置の解除

町は、県の飲食物の出荷制限、摂取制限等の制限措置の解除を関係者等に周知する。

3 住民等への的確な情報伝達活動

町は、町内の空間放射線量率が平常時より高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

なお、引き続き、住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

4 風評被害等の影響の軽減

町は、県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

5 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

町は、県と連携し、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。

また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援について、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

つるぎ町地域防災計画

平成	18	年	10	月	作成
平成	20	年	9	月	修正
平成	28	年	3	月	修正
令和	3	年	2	月	修正